

特集

犯罪被害者支援の現状と 弁護士役割



犯罪被害者を取り巻く状況

1 はじめに

(1) 犯罪被害者が直面する問題

犯罪行為による直接的な被害以外にも、犯罪被害者は様々な被害・問題に直面しているが、その実態については報道などで取り上げられることもなく、理解されていないことも多いため、以下、主立った問題点について簡単に説明する。

① 安全確保

被害者（特にストーカー犯罪、ドメスティック・バイオレンス（DV）や性犯罪の被害者）は、加害者が逮捕されるまでは、常に再被害に遭う危険に曝されている。加害者が逮捕され刑が執行されたような場合でも、加害者の身体拘束が解かれた後に、再被害に遭うケースも存在し、被害者の安全確保は重要な問題となっている。

② 心身の健康

犯罪行為により直接、生命を奪われたり、傷害を負ったりするだけでなく、被害に遭ったときの恐怖や、犯罪行為により家族を失った喪失感など、犯罪行為は被害者等の心にも大きな深い傷を負わせる。目に見えない心の傷については、周囲から理解されにくく、人によっては長期にわたって苦しむことも稀ではない。

③ プライバシーの保護

マスコミによるメディア・スクラムや報道による被害だけでなく、近年では、インターネットの普及により、犯罪とは全く無関係な内容までインターネット上で公開される被害も生じるようになった。特にインターネット上で公開された内容に関しては事実と異なることも多く、被害者が様々な手段を講じても削除できなかつたり、転載されたりして長期間残ってしまうこともある。

また、裁判員裁判の場合、知人が裁判員に選任され、自分の事件の詳細が知られる可能性があるのではないかと不安を感じる被害者もいる。

④ 加害者に関する情報の取得

被害者やその親族又は内縁関係にある者は、担当検察官に申し出るだけで、事件の処分結果、裁判の結果、加害者の受刑状況等について通知を受けることができる（被害者等通知制度）。殺人、強盗、強姦、傷害致死といった一定の犯罪の被害者又はその親族は、捜査員に希望を伝えるだけで、捜査活動の状況、被疑者の検挙、起訴・不起訴等の処分結果について連絡を受けることができるようになった（被害者連絡制度）。刑事裁判の記録についても閲覧・謄写することができるが、前述の2つの制度に比べると手続が複雑であり、情報取得が容易であるとはいいがたい状況にある。

特に、少年事件については、審判開始決定のあった事件の記録の閲覧謄写、審判結果の通知制度や、一定の重大事件における審判傍聴など被害者配慮制度も導入されているが、弁護士が代理人として損害賠償請求のため必要があると主張するまでは、連絡先どころか、名前すら教えてもらえないことも多い。

⑤ 司法手続への参加

かつては、世間の注目を集めた事件では、被害者であるにもかかわらず傍聴すらできないということもあったが、今では被害者保護法第2条により被害者の傍聴席が確保されるようになり、心情に関する意見陳述の制度に加え、一定の重大犯罪については、被害者参加ができるようになった。

⑥ 経済的負担等

生命犯、身体犯の被害に遭って生計維持者が亡くなった場合や受傷や精神的ショックのために生計維持者が就労困難になった場合には、収入が無くなり経済的に苦しくなってしまう。

傷害を負った場合には、治療費や交通費などの経済的な負担が生じ、精神的ショックが大きい場合にはカウンセリングを長期にわたり受ける必要がある場合もある。また、自宅で被害に遭ったような場合には

引越しをしなければならなくなることもある。それ以外にも、裁判に関わっていこうとすると、謄写費用や交通費、弁護士費用などの費用も発生する。

(2) 広がる弁護士の役割

近年は、弁護士による犯罪被害者支援の必要性が広く認識されるとともに、犯罪被害者保護に関連する諸制度の拡充に伴い、様々な場面において弁護士に求められる役割は増加している。

① 相談の実施

犯罪被害者による刑事手続関与や各種の権利行使等について説明・アドバイス等を行うため、各地の弁護士会では、犯罪被害者専門の相談窓口を設けたり、犯罪被害者に対する無料相談を実施するなどの取り組みが広がっている。また、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）の犯罪被害者法律援助事業による無料法律相談の利用も促進されている。

② プライバシーの保護（情報の秘匿、マスコミ対策）

世間の耳目を集めるような事件では、犯罪被害者側のプライバシーに関わる報道が過熱することがある。また、性犯罪や親族間の事件などでは、公開の法廷における審理によって被害者の名誉や社会生活の平穏が害される場合もある、そのため、弁護士が、犯罪被害者やその家族等の代理人として、取材の整理・対応等の補助を行ったり、刑事裁判における遮へい措置・ビデオリンク方式・被害者特定事項の秘匿制度を活用するなどして、犯罪被害者側のプライバシーを保護するための活動も必要になる。

③ 加害者に関する情報の取得（記録の閲覧・謄写）

犯罪被害者は、損害賠償請求を目的とする場合に限らず、刑事手続に主体的に関わりたい、事件の真相を知りたいといった様々な目的から、加害者に関する情報の取得を希望することが多い。そのような際に、弁護士が記録の閲覧・謄写を手助けし、その内容についての説明やアドバイスを行うといった役割も必要になっている。特に、少年事件では、少年審判という原則非公開の手続が行われるため、犯罪被害者が加害者に関する情報に接するうえで、弁護士に求められる役割はより大きくなるといえる。

④ 司法手続への参加（被害者参加）

被害者参加制度の開始により、弁護士は、犯罪被害者から委託を受けた被害者参加弁護士として刑事裁判に関与できるようになった。これにあわせて、国費による被害者参加弁護士（いわゆる国選被害者参加弁護士）の選定も可能となったため、司法手続において弁護士が果たすべき役割は飛躍的に増加しているといえる。

⑤ 経済的負担（犯罪被害者等給付金の申請、損害賠償命令など）

弁護士には、通常の民事訴訟や民事調停等による損害賠償請求手続のほかにも、示談交渉・刑事訴訟手続における和解・犯罪被害者等給付金の申請・損害賠償命令の申立を代理するなど、様々な手段を駆使して犯罪被害者の経済的損失を回復するための活動が求められている。

⑥ その他

弁護士による犯罪被害者支援を充実させるためには、常日頃から被害者支援団体や関係諸機関との連携を図り、研修を積むなど、弁護士自身が犯罪被害者を取り巻く状況についての認識を深めていくことが必要となる。また、弁護士会としても、犯罪被害者支援に関する広報活動や啓蒙活動をより充実させるとともに、諸制度の改正や新設についての立法提言を行うといった活動が求められている。

2 犯罪被害者の現状

(1) 被害件数

昨今の「人が被害者となった一般刑法犯の認知件数、被害者数、被害発生率」（1991年以後）をみると、男女ともに2002年をピークに毎年減少している。

では、深刻な犯罪被害が毎年減少しているのかというと、必ずしもそうではない。

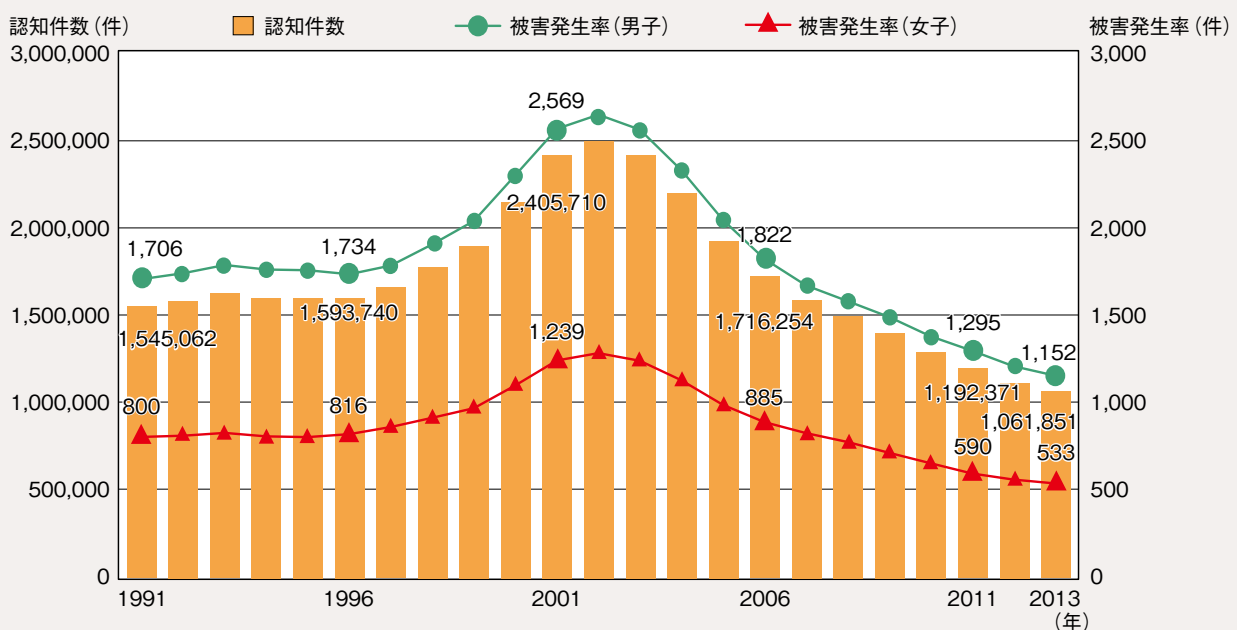
「生命・身体に被害をもたらした一般刑法犯の被害者数・人口比」についての統計（2004年以後）統計をみると、2004年以後2011年までの間は年を追うごとに減少したが、2012年には再び増加に転じ、2013年は2012年よりわずかに減少したにすぎない。むしろ、重傷者数をみると、2013年は2012年よりも男女ともに増加している。

また、「強姦・強制わいせつの認知件数・被害発生率」（2004年以後）も、2004年から2011年までは減少したものの、2012年には増加に転じ、2013年はさらに増加している。

これらの統計からは、被害者数は全体としては減少しているが、重傷者や強姦・強制わいせつなど重篤な被害を受けた者の数はむしろ近年増加傾向にあるということが読み取れる。

したがって、これらの重篤な被害を受けた被害者の支援は依然として重要であることは明らかである。

資料 特-1 人が被害者となった一般刑法犯の認知件数・被害発生率（男女別）の推移



- 【注】
1. 法務省『犯罪白書 平成26年版』によるもの。
 2. 被害者が法人その他の団体である場合を除く。
 3. 「被害発生率」は、人口10万人あたりの認知件数（男女別）をいう。
 4. 1つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。
 5. 2008年から2012年までの数値については、2014年8月31日時点の暫定値である。

資料 特1-2 生命・身体に被害をもたらした一般刑法犯の被害者数・人口比の推移

(単位：人)

年	死傷者総数		人口10万人あたりの死傷者総数	死亡者数		重傷者数		軽傷者数	
		うち女子			うち女子		うち女子		うち女子
2004	48,190	13,890	37.7	1,397	525	3,479	906	43,314	12,459
2005	44,465	13,306	34.8	1,354	535	3,174	880	39,937	11,891
2006	43,160	13,129	33.7	1,284	523	3,046	840	38,830	11,766
2007	39,022	11,993	30.5	1,134	417	2,927	849	34,961	10,727
2008	36,153	11,193	28.2	1,211	499	2,790	745	32,152	9,949
2009	33,076	10,215	25.8	1,054	405	2,832	813	29,190	8,997
2010	32,611	10,338	25.5	996	385	2,827	810	28,788	9,143
2011	31,606	9,746	24.7	967	390	2,849	779	27,790	8,577
2012	33,966	11,435	26.6	901	377	2,968	899	30,097	10,159
2013	33,399	11,287	26.2	819	315	3,021	905	29,559	10,067

- 【注】 1. 法務省『犯罪白書 平成26年版』によるもの。
 2. 「重傷者」は全治1か月以上の負傷者をいい「軽傷者」は全治1か月未満の負傷者をいう。
 3. 2008年から2012年までの数値については、2014年8月31日時点の暫定値である。

資料 特1-3 強姦・強制わいせつの認知件数・被害発生率の推移

(単位：件)

年	強姦		強制わいせつ			
	認知件数	被害発生率	女子		男子	
			認知件数	被害発生率	認知件数	被害発生率
2004	2,176	3.3	8,917	13.6	267	0.4
2005	2,076	3.2	8,534	13.0	217	0.3
2006	1,948	3.0	8,140	12.4	186	0.3
2007	1,766	2.7	7,464	11.4	200	0.3
2008	1,592	2.4	6,928	10.6	183	0.3
2009	1,417	2.2	6,577	10.0	111	0.2
2010	1,293	2.0	6,866	10.4	161	0.3
2011	1,193	1.8	6,709	10.2	161	0.3
2012	1,265	1.9	7,087	10.8	176	0.3
2013	1,409	2.2	7,446	11.4	208	0.3

- 【注】 1. 法務省『犯罪白書 平成26年版』によるもの。
 2. 「被害発生率」は、人口10万人あたりの認知件数（男女別）をいう。但し、強姦については、女子人口10万人あたりの認知件数である。
 3. 1つの事件で複数の被害者がある場合は、主たる被害者について計上している。
 4. 2008年から2012年までの「強制わいせつ」の数値については、2014年8月31日時点の暫定値である。

3 犯罪被害者に関する法制度の歩み

資料 特1-4 犯罪被害者関連法等年表

年	主な動き
1981	「犯罪被害者等給付金支給法」施行
1985	国連総会「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」採択
1996	警察庁「被害者対策要綱」策定
1999	政府に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」設置 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行
2000	いわゆる犯罪被害者保護のための二法（「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」及び「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」）公布
2001	「犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律」施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
2005	「犯罪被害者等基本法」施行 犯罪被害者等基本計画が閣議決定
2006	犯罪被害給付制度改正（重傷病給付金支給要件緩和等）
2008	「被害者参加制度（証人尋問、被告人質問等への参加制度）」導入
2011	「第2次犯罪被害者等基本計画」閣議決定

■犯罪被害者等給付金制度■

犯罪の被害に遭った人は、その犯罪によって被った損害について、加害者に対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有するが、その実現は困難であることが多い。自動車の交通事故により生命身体を害された人に対する補償は、1955年に制定された自動車損害賠償保障法により図られることになったが、その他の犯罪により被害を被った人の補償を図る制度は存在しなかった。しかし、1974年の三菱重工ビル爆破事件により犯罪被害者の救済への世論が高まり、1980年に犯罪被害者一般を対象として給付金が支給されることとなった。

■犯罪被害者保護二法■

犯罪によって被害者が被った経済的損害については、不十分ながら犯罪被害者等給付金制度によって支援が図られた。しかし、刑事司法手続において被害者は依然として捜査の対象・証人としての扱いを受けるにとどまり、被害者が受ける精神的な負担や二次被害等について必ずしも考慮されていなかった。そこで、一方では刑事手続における被害者の精神的な負担やプライバシーに配慮するとともに、他方で刑事手続においてその審理内容や判決・その後の処遇等についての情報に接し、さらに意見を述べる機会を被害者に与えることを内容とする犯罪被害者保護二法が成立した。

■犯罪被害者等基本法■

犯罪被害者保護二法によって、被害者も刑事手続において保護・配慮されるべき客体とされた。しかし、同法における被害者の保護・配慮も恩恵的な支援にとどまり、被害者の権利を認めたものではなかった。また、その支援も刑事司法手続における支援にとどまり、被害者に必要な医療や住居・雇用など福祉施策を含む多面的支援を継続的に行うものではなかった。そこで、すべての被害者にその尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を宣言するとともに、犯罪被害者等施策推進会議が作成した案に基づいて政府が基本計画を策定し、国及び地方公共団体が基本計画に従って具体的な施策を実施する責務を負うことを内容とする犯罪被害者等基本法が成立した。

4 民間団体（犯罪被害者支援センター）の活動状況

犯罪被害者に対してきめ細かい支援を行うためには、公的機関や弁護士会だけでは限界があり、犯罪被害者を支援する民間団体の存在が欠かせない。民間団体は複数あるが、ここでは、その中でも「全国被害者支援ネットワーク」に加盟している各都道府県の犯罪被害者等早期援助団体及びその指定を目指す民間被害者支援団体（以下、これらを総称して「犯罪被害者支援センター」という。）に触れることにする。

犯罪被害者等早期援助団体とは、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条で定められ、公安委員会の指定を受ける団体であり、犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動を行うこと、犯罪被害等に関する相談に応ずること、犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請を補助すること、犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に、犯罪被害者等に対し、物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法により援助を行うことなどの事業を展開している。

2015年4月1日現在、全国では46団体が犯罪被害者等早期援助団体に指定されており、犯罪被害者支援活動を行っている。公安委員会が指定するということもあり、犯罪被害者等早期援助団体から援助を必要とする犯罪被害者に対して能動的にアプローチができるように、警察本部長等は、犯罪被害者等早期援助団体の求めに応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対し、犯罪被害者の同意を得て、当該犯罪被害者の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することもできるとされている。

犯罪被害者支援センターと弁護士の関わり方については、各都道府県の実情により様々であるが、弁護士が役員として団体内に入り運営そのものに関わっていることがほとんどであると思われ、各弁護士会の犯罪被害者支援を目的とする委員会と連携するなどして、共に犯罪被害者支援活動を行っている。

このように犯罪被害者支援センターは、公的機関や弁護士会だけでは厳しい犯罪被害者に対するきめ細かい支援を行っており、社会的に重要な役割を担っているといえるが、一方で、支援員の養成・確保や運営のための財源確保等の問題に直面しているのが現状である。公的機関による継続的な財政支援を行うなどして、同センターの運営の安定を図ることが今後の課題であろう。

資料 特1-5 犯罪被害者支援センター設置状況一覧

	名称
北海道	北海道被害者相談室 (公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター内)
	北・ほっかいどう被害者相談室 (一般社団法人北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター内)
青森	公益社団法人あおり被害者支援センター
岩手	公益社団法人いわて被害者支援センター
宮城	公益社団法人みやぎ被害者支援センター
秋田	公益社団法人秋田被害者支援センター
山形	公益社団法人やまがた被害者支援センター
福島	公益社団法人ふくしま被害者支援センター
茨城	公益社団法人いばらき被害者支援センター
栃木	公益社団法人被害者支援センターとちぎ
群馬	公益社団法人被害者支援センターすてっぶぐんま
千葉	公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター
埼玉	公益社団法人埼玉犯罪被害者支援センター
東京	公益社団法人被害者支援都民センター
神奈川	認定NPO法人神奈川被害者支援センター

	名称
新潟	公益社団法人にいがた被害者支援センター
石川	公益社団法人石川被害者支援サポートセンター
福井	公益社団法人福井被害者支援センター
富山	公益社団法人とやま被害者支援センター
長野	認定NPO法人長野犯罪被害者支援センター
山梨	公益社団法人被害者支援センターやまなし
岐阜	公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター
静岡	認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター
愛知	公益社団法人被害者サポートセンターあいち
三重	公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター
滋賀	認定NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター
京都	公益社団法人京都犯罪被害者支援センター
大阪	認定NPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンター
兵庫	公益社団法人ひょうご被害者支援センター
奈良	公益社団法人なら犯罪被害者支援センター
和歌山	公益社団法人紀の国被害者支援センター
島根	一般社団法人島根被害者サポートセンター
岡山	公益社団法人被害者サポートセンターおかやま (VSCO)
広島	公益社団法人広島被害者支援センター
山口	一般社団法人山口被害者支援センター
鳥取	公益社団法人とっとり被害者支援センター
愛媛	公益社団法人被害者支援センターえひめ
高知	NPO法人こうち被害者支援センター
香川	公益社団法人かがわ被害者支援センター
徳島	公益社団法人徳島被害者支援センター
福岡	公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター
佐賀	認定NPO法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS
長崎	公益社団法人長崎犯罪被害者支援センター
熊本	公益社団法人くまもと被害者支援センター
大分	公益社団法人大分被害者支援センター
宮崎	公益社団法人みやざき被害者支援センター
鹿児島	公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター
沖縄	公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター

【注】 1. 全国被害者支援ネットワーク「被害者支援センター」一覧をもとに作成。
2. 47都道府県48団体（2015年1月29日現在）

5 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて

性犯罪・性暴力の被害者は、性感染症、望まない妊娠やPTSD（心的外傷後ストレス障害）等精神的症状等に長く苦しみ日常生活が困難になるなど、深刻な被害を受ける。しかし、被害を打ち明けられず事件が潜在化しやすいという特徴があるため、多くの被害者が医療、カウンセリングや法的支援などに繋がることなく孤立している現状が様々な機関の調査から明らかとなっている。

そこで、性犯罪・性暴力の被害者が1か所に相談すれば必要な支援に繋がることができるワンストップ支援センターの必要性が認識されて久しい。運営形態として、病院に設置される「病院拠点型」、拠点病院の近くに相談センターを置いて病院と連携する「相談センター拠点型」、相談センターが複数の協力病院と連携する「相談センターを中心として連携型」などが提唱されている。日本では2009年に大阪府松原市で民営のワンストップ支援センターが開設されたことを皮切りに、資料特1-6のとおり開設され、若しくは開設準備中であるが、全国どこでも支援を受けられる状況には程遠い。ワンストップ支援センターの開設・運営には多額の費用がかかるため、民間や地方自治体単独での設置には困難があるのが現状である。既設のワンストップ支援センターは、民間では無償ボランティアの熱意、公営では首長の思い切った予算化によって支えられてきたと言っても過言ではない。ワンストップ支援センターが機能を発揮するためには、相談員やコーディネーターとして有用な人材が持続的に関わることが必要であり、人件費の十分な確保が不可欠である。

そこで日弁連は、国が設置について全面的に財政的支援を行うべきこと等を求める意見書（「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する意見書」）を取りまとめ、2013年4月25日に内閣府特命担当大臣（少子化対策）及び都道府県知事に提出した。翌2014年度、2015年度、内閣府は「性犯罪被害者等のための総合支援モデル事業」として地方公共団体（2014年度9自治体、2015年度については対象自治体数未公表）に補助金を交付した。あくまで単年度のモデル事業であるため、これを始めの一步として、改造・設備費用を含む開設費用や継続的運営費用への財政的支援へ進むことが期待される。

資料 特1-6 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置状況一覧

(2015年6月現在)

	病院拠点型	開設年	相談センター拠点型 相談センターを中心とした連携型	開設年
北海道	—	—	性暴力被害者支援センター北海道 (SACRACH) 【一部公費】	2012年10月
宮城	—	—	性暴力被害相談支援センター宮城	2014年4月
福島	—	—	公益社団法人ふくしま被害者支援センター【県警主導】	2007年7月
東京	性暴力救援センター・東京 (SARC) 【民営】	2012年6月	東京・強姦救援センター【民営】	1983年
栃木	とちぎ性暴力被害者サポートセンター(とちエール)	2015年7月	—	—
愛知	ハートフルステーション・あいち【県警】	2010年7月	—	—
福井	性暴力救済センター・ふくい(ひなぎく)	2014年4月	—	—
大阪	性暴力救援センター・大阪 (SACHICO) 【民営】	2010年4月	—	—
兵庫	性暴力被害者支援センター・ひょうご	2013年4月	レイブクライシスセンターつばみ【民営】	2012年2月
滋賀	性暴力被害総合ケアワンストップびわ湖 (SATOCO)	2014年4月	—	—
和歌山	性暴力救援センター・和歌山(わかやまmine)	2013年7月	—	—
島根	しまね性暴力被害者支援センター(さひめ)	2015年3月	—	—
福岡	性暴力被害者支援センター・ふくおか	2013年7月	—	—
佐賀	性暴力救援センター・さが(さがmirai)【県】	2012年7月	—	—
熊本	—	—	性暴力被害者のためのサポートセンター(ゆあさいどくまもと)	2015年6月
沖縄	—	—	強姦救援センター・沖縄(REICO)【民営】	1995年10月
検討中・準備中	埼玉、群馬、長野、愛知、岐阜、奈良、大分、長崎		—	

- 【注】 1. 日弁連 犯罪被害者支援委員会調べによるもの。
 2. 岡山は、「被害者サポートセンターおかやま」と県産婦人科医会が協定を結び、性犯罪被害者が産婦人科医会所属の医療機関を受診した場合、医師が「被害者サポートセンターおかやま」を紹介する「緊急支援ネットワーク」を実施している。
 3. 静岡県警は、県内の116医療機関と性犯罪被害者の支援ネットワークを構築するなどの活動をしている。
 4. 宮城では、公益社団法人みやぎ被害者支援センターが、性犯罪被害専用相談電話「けやきホットライン」を開設している。

吉澤 尚美（和歌山弁護士会）

2013年7月、和歌山県立医科大学附属病院内に、和歌山県直営の「性暴力救援センター和歌山『わかやまmine』」が設立された。このきっかけとなったのが、前年11月に開かれた和歌山県知事と和歌山弁護士会との意見交換会であった。この場で犯罪被害者支援委員会から県直営のワンストップ支援センターを設立して欲しいとプレゼンを行ったところ、知事が「いいね、来年の新政策に入れよう。」とその場で賛同を得ることができたのだ。

その翌日から怒濤の展開であった。県の担当課長と1週間に1、2回のペースで打ち合わせを行う一方、弁護士会内にワンストップ支援センター設立支援プロジェクトチームを作り、他センターの実情調査を行いながら、拠点病院や産婦人科医会、県警本部に協力依頼に行ったり、支援マニュアル案を作成したり、証拠採取方法を検討するなど息つく暇なく準備を行った。県とは役割分担をしながら、ときには一緒に関係機関に赴いたり共催で支援員研修も行うなど緊密に連携をとり、弁護士会の提案から約8か月でわかやまmineが設立された。限られた予算の中で、医療費、カウンセリング費用及び法律相談料についても県が負担してくれることとなった。

開設後の利用状況であるが、開設から2015年3月までのべ件数で、電話相談306件、来所相談102件、合計408件となっており、右肩上がりに利用件数が増えている。それに伴い支援員（県職員）の負担加重等も問題となってきたり、県のみ予算では限界を感じているところでもある。弁護士会では現在も1か月に1回、県担当者も参加するPTを開催し継続的に問題検討を行っているが、今後も県と緊密に連携をとり、少しでも県下における性暴力の暗数を減らし、一人でも多くの被害者に必要な支援を提供することができるよう検討を重ねていきたいと思っている。

6 自治体等による取組の現状

(1) 条例の整備

犯罪被害者が必要とする支援は、個々のケースに応じて多種多様であることから、その対応のためには豊富な社会資源が必要である。また、犯罪被害者が再び平穏な生活を取り戻すまでの継続的な支援も必須である。そのため、地域社会において豊富な社会資源を有する自治体の支援は犯罪被害者にとって必須であり、支援の根拠となる犯罪被害者等施策に関する条例の制定が望まれる。

ところが、2014年4月5日の時点で全国には47の都道府県、1,718の市町村が存在するところ、2015年4月1日時点で犯罪被害者等施策に関する条例を制定している都道府県は25、市町村は361にとどまる（ただし、後掲の資料特1-8にて明らかなように、犯罪被害者等施策主管課及び総合的対応窓口は相当数設置されている）。しかも、この中には、犯罪被害者支援に関する規定を置いた生活安全条例も相当数含まれるため、犯罪被害者支援に特化した条例を制定している自治体は全体的にみて極めて少ない状況である。また、都道府県単位で比較した場合、犯罪被害者等施策に関する条例を制定している市町村数にばらつきがあることから、都道府県によって犯罪被害者支援に対するばらつきがあり、日本全国で画一的な対応がなされているわけではないことが窺われる。

一方で、個々の犯罪被害者等施策に関する条例に目を向けると、日本国外の犯罪に対しても見舞金を支給することを制定した「潮来市国外犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例」のように犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者の支援に関する法律の内容を拡大したものから（同法の支給対象は原則として日本国内の犯罪に限定）、加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した犯罪被害者が当該請求権の立替払いを市に請求したときは、同請求権の譲渡を条件として、立替支援金（上限金300万円）を支給するという独自の制度を盛り込んだ「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」等、独自の犯罪被害者支援を定めた犯罪被害者等施策に関する条例を制定する自治体も少なくなく、その動きも拡大している。今後の発展が期待される。

資料 特1-7 各都道府県・政令指定都市の条例制定状況

2015年4月1日現在

	条例の有無	条例名（括弧内は該当条文）	施行日（犯罪被害者支援に特化した条例）
北海道	—		
青森県	—		
岩手県	○	岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（15条）	
宮城県	◎	宮城県犯罪被害者支援条例	2004年4月1日
秋田県	◎	秋田県犯罪被害者等支援条例	2013年4月1日
山形県	◎	山形県犯罪被害者支援条例	2010年3月19日
福島県	○	福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例（21条）	
茨城県	○	茨城県安全なまちづくり条例（15条）	
栃木県	○	栃木県安全で安心なまちづくり推進条例（21、22条）	
群馬県	—		
埼玉県	○	埼玉県防犯のまちづくり推進条例（20条）	
千葉県	○	千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例（27条）	
東京都	—		

	条例の有無	条例名（括弧内は該当条文）	施行日（犯罪被害者支援に特化した条例）
神奈川県	◎	神奈川県犯罪被害者等支援条例	2009年4月1日
新潟県	○	新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（26条）	
富山県	－		
石川県	－		
福井県	－		
山梨県	○	山梨県安全・安心なまちづくり条例	
長野県	－		
岐阜県	○	岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（23条）	
静岡県	◎	静岡県犯罪被害者等支援条例	2015年4月1日
愛知県	○	愛知県安全なまちづくり条例（33～35条）	
三重県	－		
滋賀県	－		
京都府	○	京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（15～17条）	
大阪府	－		
兵庫県	○	地域安全まちづくり条例（15条）	
奈良県	－		
和歌山県	○	和歌山県安全・安心まちづくり条例（28条）	
鳥取県	○	鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（23条）	
島根県	○	島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（25条）	
岡山県	◎	岡山県犯罪被害者等支援条例	2011年4月1日
広島県	－		
山口県	－		
徳島県	－		
香川県	○	香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例（13条）	
愛媛県	○	愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例	2013年4月1日
高知県	－		
福岡県	－		
佐賀県	○	佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例（27条）	
長崎県	－		
熊本県	－		
大分県	－		
宮崎県	－		
鹿児島県	－		
沖縄県	○	ちゅううちな－安全なまちづくり条例（25～28条）	

	条例の有無	条例名（括弧内は該当条文）	施行日（犯罪被害者支援に特化した条例）
札幌市	○	札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例（12条）	
仙台市	—		
さいたま市	—		
千葉市	—		
横浜市	—		
川崎市	—		
相模原市	—		
新潟市	○	新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（27条）	
静岡市	○	静岡市犯罪等に強いまちづくり条例（11～13条）	
浜松市	○	浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（16条）	
名古屋市	—		
京都市	◎	京都市犯罪被害者等支援条例	2011年4月1日
大阪市	—		
堺市	◎	堺市犯罪被害者等支援条例	2013年4月1日
神戸市	◎	神戸市犯罪被害者等支援条例	2013年4月1日
岡山市	◎	岡山市犯罪被害者等基本条例	2011年4月1日
広島市	—		
北九州市	—		
福岡市	—		
熊本市	—		

【注】 1. 内閣府「犯罪被害者等施策」をもとに日弁連が作成したもの。
 2. ◎は犯罪被害者支援に特化した条例。○は犯罪被害者支援の項目が盛り込まれた条例。

資料 特1-8 市区町村における犯罪被害者等施策主管課及び総合的対応窓口の設置状況 (政令指定都市を除く)

	犯罪被害者等施策 主管課の確定状況	市区町村における 総合的対応窓口の 設置状況		犯罪被害者等施策 主管課の確定状況	市区町村における 総合的対応窓口の 設置状況
北海道	100.0%	87.6%	滋賀	100.0%	100.0%
青森	100.0%	80.0%	京都	100.0%	100.0%
岩手	100.0%	97.0%	大阪	100.0%	97.6%
宮城	100.0%	97.1%	兵庫	100.0%	100.0%
秋田	100.0%	100.0%	奈良	100.0%	100.0%
山形	100.0%	100.0%	和歌山	100.0%	100.0%
福島	94.9%	89.8%	鳥取	100.0%	78.9%
茨城	100.0%	63.6%	島根	100.0%	100.0%
栃木	100.0%	100.0%	岡山	100.0%	100.0%
群馬	100.0%	100.0%	広島	100.0%	100.0%
埼玉	100.0%	83.9%	山口	100.0%	100.0%
千葉	100.0%	98.1%	徳島	100.0%	100.0%
東京	88.7%	100.0%	香川	100.0%	94.1%
神奈川	100.0%	100.0%	愛媛	100.0%	100.0%
新潟	100.0%	100.0%	高知	100.0%	94.1%
富山	100.0%	100.0%	福岡	100.0%	53.4%
石川	100.0%	100.0%	佐賀	100.0%	100.0%
福井	100.0%	100.0%	長崎	100.0%	100.0%
山梨	100.0%	66.7%	熊本	100.0%	100.0%
長野	100.0%	64.9%	大分	100.0%	100.0%
岐阜	100.0%	52.4%	宮崎	100.0%	80.8%
静岡	97.0%	81.8%	鹿児島	100.0%	100.0%
愛知	100.0%	100.0%	沖縄	100.0%	87.8%
三重	100.0%	100.0%			

【注】内閣府『平成27年版犯罪被害者白書』によるもの（2015年4月1日現在）。

第2章

2 司法手続における被害者代理人弁護士の活動

司法手続における被害者代理人弁護士の活動

1 犯罪被害者支援に関する活動

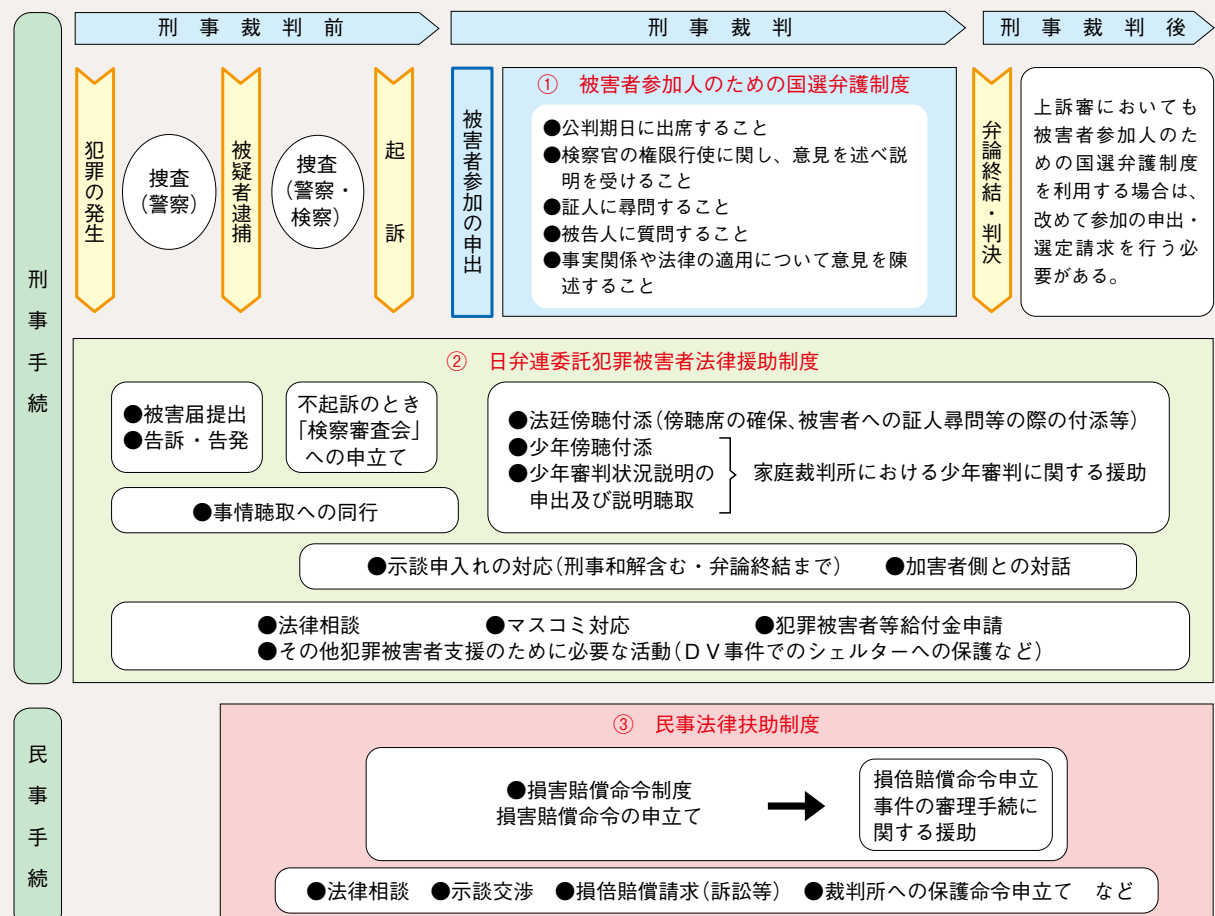
被害者代理人弁護士が行う刑事手続上の支援活動としては、被害者等の手続参加（被害者参加制度、刑事訴訟法第316条の33から同条の39）における活動や、損害賠償命令（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律23条以下）、刑事和解の申立（同法第19条から第22条）等が挙げられる。

また、性犯罪事件や、氏名等（被害者特定事項）が公開の法廷で明らかにされることで被害者等の名誉や社会生活の平穏が害されたり、被害者の身体若しくは財産に害を加えられる恐れがある事件等において、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定（秘匿決定）の申出を行うことも挙げられる。少年事件においては、故意の犯罪行為により被害者を死傷させた事件や自動車運転過失致死傷等の事件の場合に、被害者が審判傍聴に臨む際にその心理的不安を和らげるため付き添うといった活動も挙げられる。

被害者代理人弁護士が行う民事手続上の支援活動としては、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟の提起の他、事案によってはストーカー行為者に対する禁止命令（ストーカー行為等の規制等に関する法律5条）や、DV加害者に対する保護命令（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律10条）の申立てなどの活動が挙げられる。

いずれも、被害者等の権利利益を尊重し、また被害の回復を図るために重要な、なくてはならない弁護士としての役割である。

資料 特2-1 犯罪被害者のための各援助制度の概要



【注】日本司法支援センター「法テラス白書」をもとに日弁連が作成したもの。

2 刑事裁判への被害者の関与

(1) 被害者参加制度

被害者参加制度とは、一定の重大犯罪の被害者やその関係者及びそれらの者から委託を受けた弁護士が刑事訴訟に参加する制度のことをいい、2008年12月1日以降に起訴された事件から適用されている。

対象犯罪は、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、強制わいせつ・強姦・準強制わいせつ・準強姦罪、逮捕・監禁罪、略取誘拐・人身売買の罪、業務上過失致死傷罪、過失運転致死傷罪、以上の未遂罪等であり、生命・身体に対する侵害を内容とする一定の犯罪である。

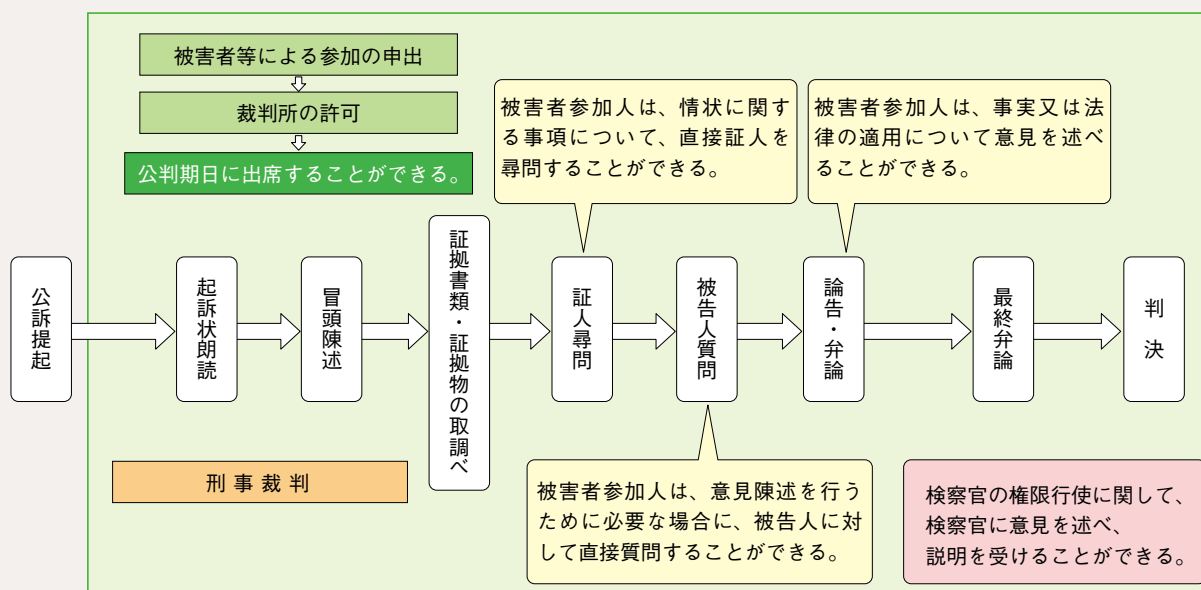
参加できる者は、前述の犯罪の被害者、被害者が死亡若しくは心身に重大な故障がある場合には被害者の配偶者・直系の親族・兄弟姉妹、被害者の法定代理人、及びこれらの者から委託を受けた弁護士である。

被害者参加制度の利用を希望する場合、参加の申出は検察官に対して行うことになっており、申出を受けた検察官から裁判所へ通知が行き、裁判所が相当と認めるときに参加許可の決定がなされる。

被害者参加制度によって、被害者参加人及び参加の委託を受けた弁護士が行うことができることは以下のとおりである。

- 1 公判期日への出席
被害者等は、法廷内（いわゆる「バーの中」）に入り、活動することができる。
- 2 検察官に対する意見申述
具体的には、別の罪名で起訴すべきだった、控訴すべきだ、等という意見を述べることができ、意見を受けた検察官は必要に応じ理由を説明しなければならない。
- 3 証人尋問
ただし、検察官が相当と認め、裁判所が許可した場合にのみ限られ、尋問内容も情状に関する事項のみに限られる。
- 4 被告人質問
質問内容は、情状に限らず、意見陳述に必要な範囲であれば犯罪事実に関する事項でも可能である。ただし、検察官が相当と認め、裁判所が許可した場合にのみ限られる。
- 5 事実又は法律の適用についての意見陳述
検察官の論告に相当し、求刑意見を述べることも可能である。

資料 特2-2 被害者参加制度の手続の流れ（被害者参加人がすることのできる行為）



【注】最高裁判所「刑事手続における被害者のための新たな制度～被害者参加制度・損害賠償命令制度等について～」によるもの。

資料 特2-3-1 被害者参加制度の実施状況等

(単位：人)

年	被害者参加	弁護士への委託		証人尋問	被告人質問	論告・求刑	心情に関する意見陳述	付添い	遮へい
		弁護士への委託	国選弁護士への委託						
2009	560 (22)	367	131	130	344	288	359	24	50
2010	839 (262)	557	272	217	484	428	522	40	115
2011	902 (320)	632	275	176	459	454	591	30	104
2012	1,000 (327)	675	324	193	474	479	639	38	95
2013	1,297 (366)	873	410	257	596	605	833	47	147
2014	1,227 (317)	951	462	261	587	596	804	93	195

- 【注】 1. 法務省『犯罪白書 平成26年版』、『司法統計年報（刑事編）』「通常第一審事件のうち被害者参加の申出のあった事件の終局人員－罪名別被害者等の人員別－全（地方・簡易）裁判所」によるもの。
 2. 「被害者参加」は、通常第一審において被害者参加が許可された被害者等の数（延べ人員）である。（ ）内は、そのうち、裁判員裁判対象事件におけるものであり、平成21年は、5月21日から12月31日までの数である。
 3. 「証人尋問」は、刑法316条の36に基づくものであり、情状に関する事項（犯罪事実に関するものを除く。）についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項について尋問することができる。
 4. 「被告人質問」は、刑法316条の37に基づくものである。
 5. 「被害者論告・求刑」は、刑法316条の38に基づくものであり、訴因として特定された事実の範囲内で、事実及び法律の適用に関する意見（求刑意見を含む）を述べることができる。
 6. 「心情に関する意見陳述」は、刑法292条の2に基づくものであり、被害に関する心情その他の被告事件に関する意見を述べることができる。

資料 特2-3-2 刑事通常第一審事件における罪名別の被害者参加制度の実施状況等

(2014年)

区分 罪名	終局人員数	被害者等参加を申し出た	うち参加を許可された被害者等	弁護士への委託		証人尋問	被告人質問	論告・求刑	心情に関する意見陳述	付添い	遮へい
				弁護士への委託	国選弁護士への委託						
殺人（殺人未遂）	64	102	101	90	55	40	59	69	63	10	18
傷害	98	108	106	86	51	24	58	57	64	4	17
傷害致死	28	42	41	38	27	9	28	29	34	3	5
強姦・強制わいせつ等	189	254	254	229	177	60	118	158	177	64	126
危険運転致死傷	14	34	34	20	9	6	12	17	19	0	0
業務上過失致死傷	20	45	45	38	4	1	11	7	29	0	0
重過失致死傷	5	6	6	4	0	4	4	2	5	0	0
自動車運転過失致死傷	283	476	467	314	66	85	213	174	307	4	8
逮捕・監禁等	4	5	5	0	0	0	0	0	2	1	2
略取・誘拐等	6	9	9	4	1	1	2	3	4	1	2
強盗致死傷・強盗強姦等	47	74	74	64	51	12	30	44	48	4	11
その他刑法犯	8	12	12	9	8	4	9	5	4	1	3
道路交通法違反	29	43	43	33	9	10	29	17	29	0	3
自転車運転致死傷処罰法違反	21	26	26	18	2	4	13	13	17	1	0
その他特別法犯	5	5	4	4	2	1	1	1	2	0	0
合計	821	1,241	1,227	951	462	261	587	596	804	93	195

- 【注】 1. 数値は、『司法統計年報（刑事編）』「通常第一審事件のうち被害者参加の申出のあった事件の終局人員－罪名別被害者等の人員別－全（地方・簡易）裁判所」によるもの。
 2. 被害者等の数値は、延べ人員である。
 3. 被害者参加制度の対象罪名とは異なる罪名で計上される場合がある。

資料 特2-4 犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況（2004年～2014年）

（単位：人）

区分		年										
		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
付添い	証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数	87	68	77	70	86	79	102	136	121	116	112
	意見陳述の際に付添いの措置が採られた被害者等の数	7	8	13	21	32	44	52	39	46	41	76
遮へい	証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の数	1,074	1,103	1,233	1,222	1,007	1,094	1,295	1,317	1,757	1,792	1,661
	意見陳述の際に遮へいの措置が採られた被害者等の数	42	34	36	60	71	105	123	125	140	151	198
ビデオリンク	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数	217	210	234	224	202	235	261	242	288	278	299
情報保護	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者等の数					2,490	3,849	3,854	3,887	4,273	4,112	3,978
意見陳述	公判期日に心情その他の意見を陳述した被害者等の数	735	774	917	1,010	1,068	1,119	1,198	1,164	1,157	1,173	1,147
	意見陳述に代えて意見を記載した書面を提出させることとした被害者等の数	180	243	253	270	339	490	557	561	517	574	495
閲覧膳写	被害者等に公判記録の閲覧膳写をさせた事例数	705	855	903	846	1,012	1,348	1,175	1,278	1,381	1,468	1,557
	被害者等に公判記録の閲覧膳写をさせなかった事例数	9	6	17	17	12	15	22	13	22	21	13
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧膳写をさせた事例数					24	35	50	33	45	18	89
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧膳写をさせなかった事例数					2	1	7	6	1	1	4
和解	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載した事例数	43	39	73	38	35	46	34	30	38	29	20

- 【注】 1. 最高裁判所「裁判所における犯罪被害者保護施策」によるもの。
 2. 最高裁判事局への個別報告による延べ数であり、概数である。
 3. 「犯罪被害者保護法19条1項又は2項による申立てに係る合意を公判調書に記載した事例数」は、平成25年法律第33号による改正前の同法13条1項又は2項による申立てに係る合意を公判調書に記載した事例数も含む。

コラム② 被害者参加弁護士としての活動を経験して

横山 佳純 (埼玉弁護士会)

2008年12月に被害者参加制度の運用が開始されてから、これまでに20件近く、被害者参加弁護士として被害者参加人のお手伝いをさせて頂いた。

毎回、被害者及び被害者遺族と打ち合わせをしながら、その被害者及び被害者遺族が被害者参加することで何を求めているのかを模索している。そして、被害者及び被害者遺族の要望を裁判に反映させるために、検察官と頻繁に連絡を取り、微妙な被害者の気持ち・想いを伝え、検察官と役割分担をするようにしている。

初めて被害者参加弁護士として性犯罪の裁判員裁判に関与した際に、判決の翌日の新聞記事で、その事件を担当した裁判員が「代弁者の参加で被害者と加害者の両方の立場を考えることができた」「代理人の弁護士が参加することで、冷静かつ的確に訴えることができると思う」とコメントしていた。それ以来、私は、被害者に寄り添いながらも、法律家として冷静に被害者および被害者遺族の苦しみ、想いを伝えることが被害者参加弁護士としての役割だと考え、活動している。

これまで被害者参加のお手伝いをさせて頂いた被害者及び被害者遺族からは、「本当に被害者参加をしてよかった」「被告人の表情がよく見えてよかった」などと言って貰っている。ただ、未だに、公判期日の直前に被害者参加を希望する被害者及び被害者遺族もあり、十分な準備の時間もないまま公判期日を迎えざるを得ないこともあり、適切な時期に被害者参加制度の説明を受けられていないのではないかと思うことが多々ある。今後、被害者参加制度の周知に関して、検討・改善していくことが重要な課題だと感じている。

(2) 国選被害者参加弁護士制度

被害者参加制度が施行されたのと同時に、弁護士に委任することが経済的に困難な被害者等も公平に法的援助を受けることができるよう国費による国選被害者参加弁護士制度が創設された。同制度は、刑事訴訟法ではなく、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（以下「保護法」という。）に規定が置かれている（保護法第5条～第12条）。

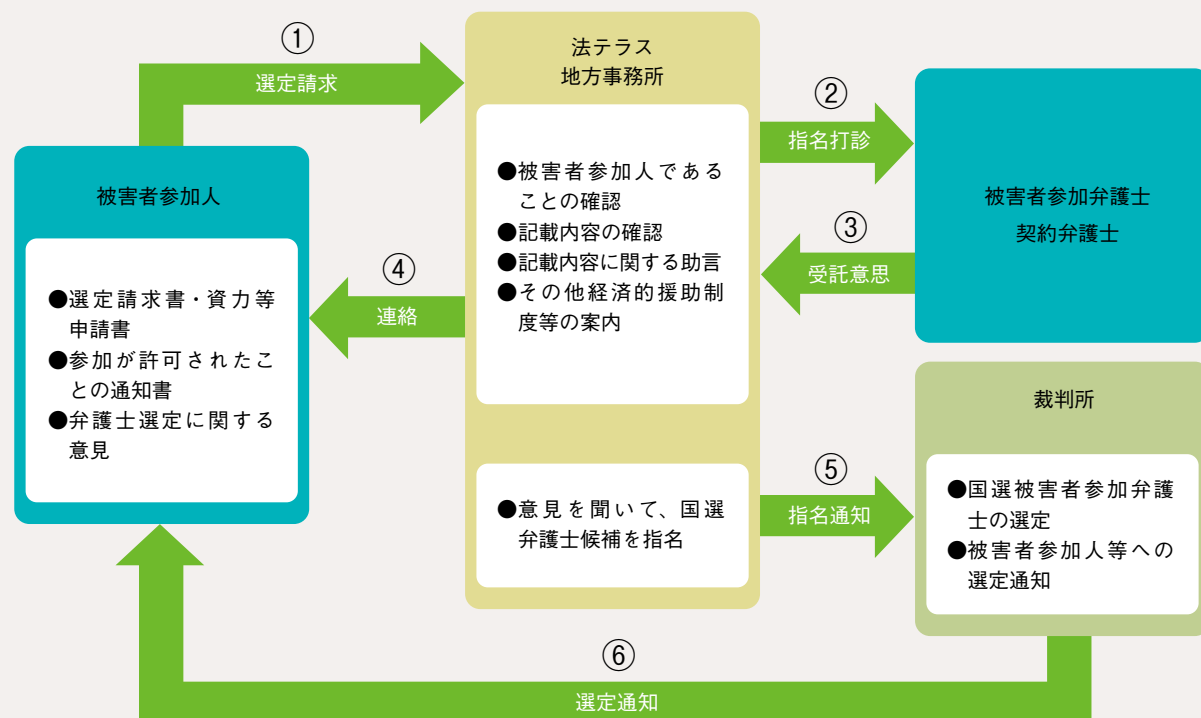
対象事件はすべての被害者参加対象事件である。被害者参加人の資力要件は、現金、預金などの流動資産の合計額から当該犯罪行為を原因として選定請求の日から6か月以内に支出することとなると認められる費用の額（治療費等）を差し引いた額が200万円未満である場合である（2015年6月1日現在）。

被害者等が国選被害者参加弁護士による援助を受けるためには、まず裁判所から参加を許可される必要があり、その上で前述の資力要件を満たした被害者等は、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）を経由して、裁判所に国選被害者参加弁護士の選定を請求することができる。裁判所が国選被害者参加弁護士を選定するにあたっては、法テラスが国選被害者参加弁護士の候補を指名するのが通例であり、法テラスは、国選被害者参加弁護士の事務を行う旨契約した弁護士の中から指名を行う（被害者の方で被害者参加弁護士を指定し、同弁護士を法テラスが指名するということも可能である。例えば、起訴前に被害者法律援助を利用して既に弁護士が被害者の代理人として活動している場合等。）。弁護士が法テラスと同契約を行うためには、被害者参加制度に関する研修を受講しているなど各弁護士会が定めた一定の要件を充たすことが必要である。

裁判所から国選被害者参加弁護士が選定されると、選定を受けた弁護士は、選定を請求した被害者参加人のために活動することが可能になる。国選被害者参加弁護士の権限は、私選のそれと同じであるが、被害者参加人から委託がなされなかった事項は除外される。選定の効力は、当該審級のみに限られ、上訴などがあれば、さらに選定を行う必要がある。

前記資料特2-3（17頁）によると、被害者参加を許可された被害者等のうち、約3割前後が国選被害者参加弁護士へ委託をしている。

資料 特2-5 国選被害者参加弁護士の選定の流れ



【注】日本司法支援センター「被害者参加人のための国選弁護士制度」によるもの。

2 司法手続における被害者代理人弁護士の活動

次の表は、被害者参加制度施行（2008年12月）から2015年3月までの被害者参加人から国選被害者参加弁護士の選定が請求された件数をまとめたものである。

資料 特2-6 国選被害者参加弁護士の選定請求件数及び罪名内訳

罪名	年度	選定請求件数(件)								
		合計	割合	2008 (注)	2009	2010	2011	2012	2013	2014
殺人（殺人未遂）		311	16.5%	6	50	40	45	67	47	56
傷害		273	14.5%	6	27	31	53	42	53	61
傷害致死		119	6.3%	4	5	19	25	22	15	29
強姦・強制わいせつ等		733	38.9%	6	68	77	91	109	175	207
危険運転致死傷		39	2.1%	0	3	3	2	5	14	12
過失致死傷	業務上	11	0.6%	0	1	3	1	0	1	5
	重過失	3	0.2%	0	3	0	0	0	0	0
	自動車運転	230	12.2%	5	31	31	40	39	47	37
逮捕・監禁等		28	1.5%	0	3	3	3	4	6	9
略取・誘拐等		8	0.4%	0	2	1	1	1	2	1
人身売買		0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0
強盗致死傷・強盗強姦等		114	6.1%	2	9	21	19	13	20	30
その他刑法犯		11	0.5%	0	1	2	2	0	3	3
特別法犯		2	0.1%	0	1	0	0	0	0	1
合計		1,882	100.0%	29	204	231	282	302	383	451

【注】 1. 数値は、日本司法支援センター『法テラス白書 平成25年版』「選定請求件数及び罪名内訳」及び日本司法支援センター提供資料によるもの。
2. 2008年度は、制度施行（2008年12月）から2009年3月までの件数である。

次の表は、刑事通常第一審事件のうち、被害者参加の申し出があった事件の被害者参加を許可された人員と、被害者から弁護士委託の届出があったうち、国選被害者参加弁護士への委託がされた人員数をまとめたものである。2014年の被害者参加の申出人数は1,241人で、そのうち1,227人（占める割合98.8%）の参加が許可されている。

資料 特2-7 国選被害者参加弁護士への委託人員数

罪名	年	被害者参加を許可された人員数(人)						国選被害者参加弁護士への委託人員数(人)					
		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2009	2010	2011	2012	2013	2014
殺人（殺人未遂）		51	126	145	115	112	101	21	58	60	66	67	55
傷害		65	63	60	71	121	106	24	27	31	29	57	51
傷害致死		31	32	53	80	90	41	14	22	34	33	41	27
強姦・強制わいせつ等		60	107	113	140	188	254	33	66	74	90	140	177
危険運転致死傷		6	23	14	19	50	34	0	13	2	4	13	9
業務上過失致死傷		14	12	19	66	175	45	0	0	1	0	0	4
重過失致死傷		3	5	0	3	3	6	2	1	0	0	0	0
自動車運転過失致死傷		282	345	369	381	432	467	23	34	22	50	60	66
逮捕・監禁等		0	3	1	3	10	5	0	0	0	0	3	0
略取・誘拐等		3	2	2	7	2	9	1	0	1	4	2	1
強盗致死傷・強盗強姦等		15	70	75	55	57	74	8	39	29	32	18	51
その他刑法犯		9	7	21	17	7	12	5	5	15	9	3	8
道路交通法違反		20	43	27	40	48	43	0	7	3	6	5	9
自転車運転致死傷処罰法違反		—	—	—	—	—	26	—	—	—	—	—	2
その他特別法犯		1	1	3	3	2	4	1	0	3	1	1	2
合計		560	839	902	1,000	1,297	1,227	132	272	275	324	410	462

【注】 数値は、『司法統計年報（刑事編）』「通常第一審事件のうち被害者参加の申出のあった事件の終局人員－罪名別被害者等の人員別－全（地方・簡易）裁判所」によるもの。

(3) 被害者参加人に対する旅費等支給制度

2013年12月1日から施行されている犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（平成25年法律第33号）に基づき、被害者参加制度を利用して、被害者参加人が公判期日等に出席した場合に、旅費（交通費）及び日当が支給されることになった。なお、裁判前日や当日に宿泊する必要があると認められるときには宿泊料も支給される。

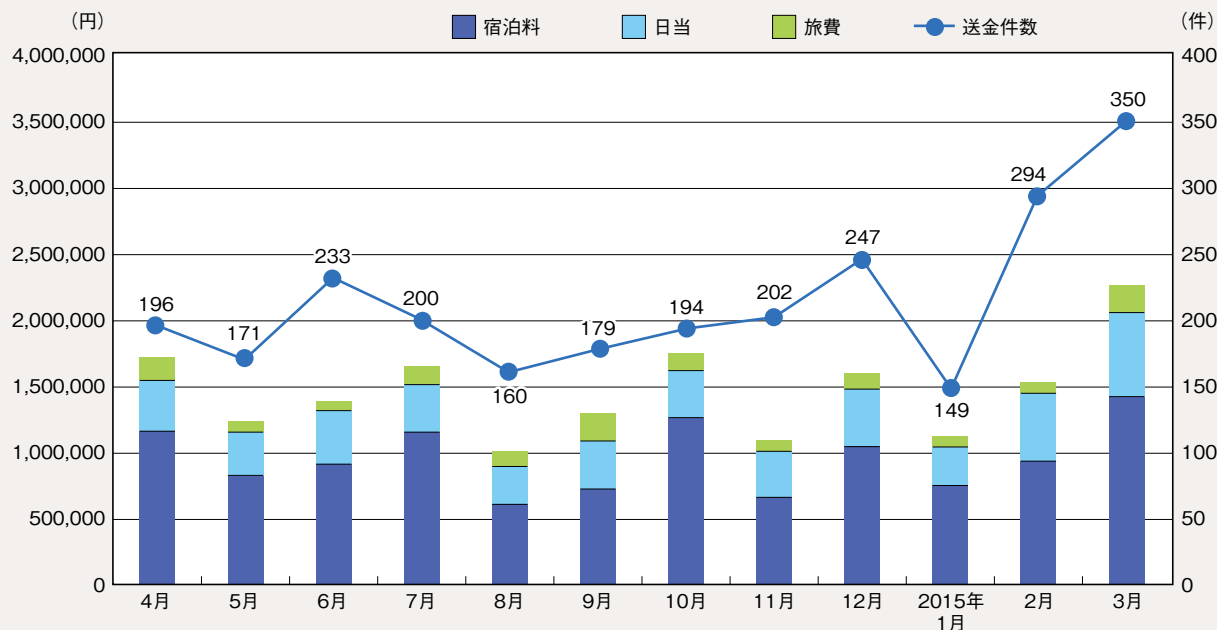
かかる被害者参加人に対する旅費等支給制度は、資力に関係なく全ての被害者参加人が対象であり、支給を希望する被害者参加人は、所定の請求書を出席した裁判所に提出すれば、後日、裁判所から日本司法支援センター（法テラス）に書類が送付され、同センターから被害者参加人の指定口座へ送金される。

資料 特2-8-1 被害者参加旅費等の請求件数、送金件数及び送金額

2014年度	請求件数	送金		旅費 金額（円）	日当 金額（円）	宿泊料 金額（円）
		件数	金額（円）			
4月	135	196	1,722,522	1,158,722	384,400	179,400
5月	149	171	1,232,726	822,526	327,700	82,500
6月	250	233	1,389,491	909,391	406,300	73,800
7月	199	200	1,655,457	1,151,657	360,400	143,400
8月	147	160	1,010,284	607,684	285,600	117,000
9月	198	179	1,294,022	721,422	363,800	208,800
10月	201	194	1,747,152	1,261,752	357,000	128,400
11月	164	202	1,086,964	658,764	350,200	78,000
12月	290	247	1,593,643	1,044,843	431,800	117,000
2015年 1月	175	149	1,120,037	749,437	290,800	79,800
2月	287	294	1,526,022	932,822	513,400	79,800
3月	383	350	2,263,700	1,421,200	635,800	206,700
計	2,578	2,575	17,642,020	11,440,220	4,707,200	1,494,600

【注】 数値は、日本司法支援センターから提供を受けた資料によるもの。

資料 特2-8-2 被害者参加旅費等の送金件数及び送金額の推移



【注】 1. 数値は、日本司法支援センターから提供を受けた資料によるもの。
 2. 請求件数欄は、当該月に裁判所から請求書の送付を受けた件数（旅行数ベース）を計上したものである。
 3. 送金欄は、当該月に送金した件数（旅行数ベース）及び金額を計上したものである（送金件数には、算定した結果、送金すべきものがなかったため通知書の送付のみを行ったものを含む。）。

(4) 被害者等通知制度（検察庁）

被害者や親族等に対し、事件の処分結果、犯人の受刑中の刑務所における処遇状況及び出所時期などに関する情報を提供する制度であり、検察庁から通知がなされる。

具体的な通知内容については以下のとおりである。

- ① 事件の処理結果
公判請求、略式命令請求、不起訴、中止、移送（同一地方検察庁管内の検察庁間において、専ら公判請求又は略式命令請求のために行う移送を除く）、家庭裁判所送致の別及び処理年月日
- ② 公判期日
係属裁判所及び公判日時
- ③ 刑事裁判結果
主文（付加刑、未決勾留日数の算入、換刑処分及び訴訟費用の負担を除く）、裁判年月日、裁判の確定及び上訴
- ④ 公判事実の要旨、不起訴裁定の主文、不起訴裁定の理由の骨子、勾留及び保釈等の身柄の状況並びに公判経過等前述①から③までの事項に準ずる事項
- ⑤ 有罪裁判確定後の加害者に関する事項
 - ・懲役又は禁錮の刑の執行終了予定時期、受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項、並びに仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項及びこれに準ずる事項
 - ・懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しの取消しに関する事項
 - ・拘留の刑の仮出場又は刑の執行終了による釈放に関する事項及びこれに準ずる事項
- ⑥ ⑤に準ずる事項

資料 特2-9 被害者等通知制度の実施状況

年	人数	通知希望者数	通知者数
2002		47,690	76,691
2003		44,442	76,087
2004		45,967	75,877
2005		46,953	74,813
2006		50,504	76,377
2007		51,676	77,487
2008		55,330	91,818
2009		61,007	107,464
2010		62,993	114,996
2011		63,542	118,933
2012		67,750	122,376
2013		75,516	129,036
2014		79,660	135,545
合計		753,030	1,277,500

【注】 1. 数値は、内閣府『平成27年版犯罪被害者白書』によるもの。
2. 通知者数は同年の通知者の延べ人数。

3 損害賠償命令申立て

損害賠償命令制度とは、刑事裁判で一定の対象犯罪について有罪判決が言い渡された後に、判決を言い渡した刑事裁判所がそのまま損害賠償命令の申立についての審理を行うことができる制度であり、2008年12月1日以降に起訴された事件から適用されている。

資料 特2-10 損害賠償命令制度の概要

対象犯罪	被害者参加対象犯罪（業務上過失致死傷罪及び重過失致死傷罪、過失運転致死傷罪、過失運転致死傷アルコール等影響発覚面脱罪を除く）
申立人	対象犯罪の被害者本人または被害者が死亡した場合の相続人
申立先	対象となる刑事被告事件の係属する地方裁判所
申立時期	対象となる刑事被告事件の公訴提起時から、弁論終結時まで。
申立費用	手数料（印紙代）は訴因1つにつき一律2,000円。郵券も必要。

① 審理の開始

対象となる刑事被告事件について有罪の言渡しがあった場合、原則として直ちに損害賠償命令の申立についての審理期日を開かなければならない。

② 審理方法

必ずしも口頭弁論の方式による必要はなく、当事者の審尋によることも可能である。

裁判所は、最初の審理において、必要がないと認められるものを除き、刑事訴訟記録の取り調べをしなければならない。裁判所は、特別の事情がある場合を除き、4回以内の審理期日で審理を終結させなければならない。

③ 損害賠償命令の申立についての裁判（決定）

4回以内の審理を経た後、決定が下される。この決定には仮執行宣言が付されることもある。

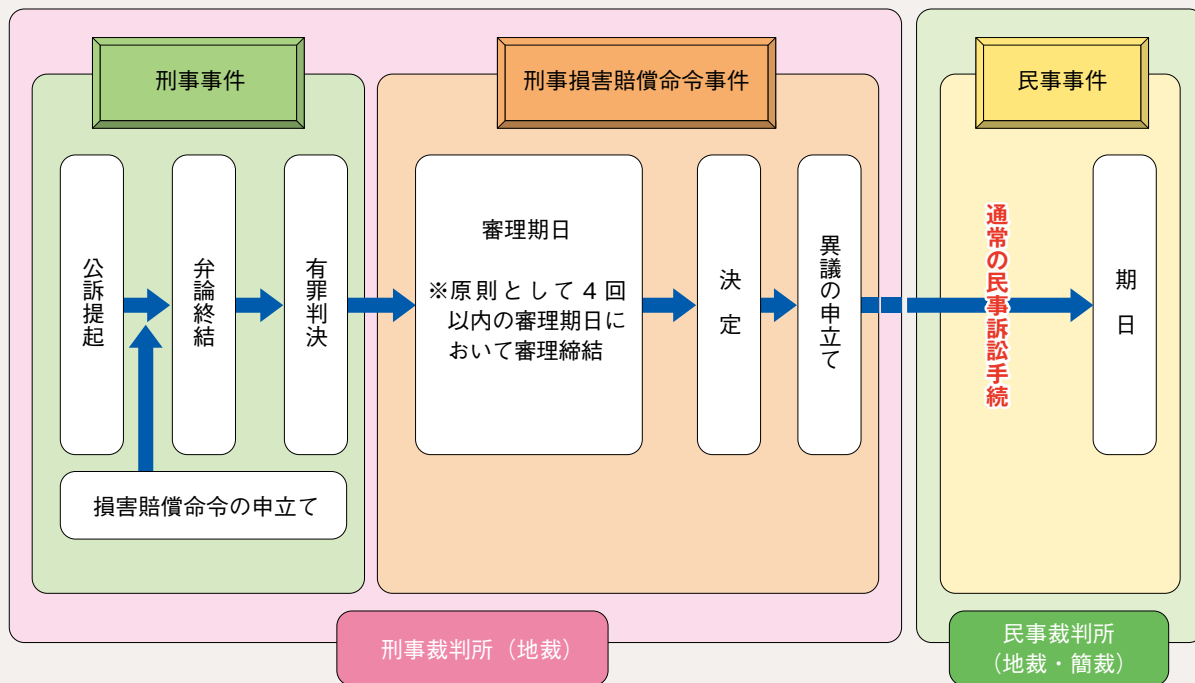
この決定に不服がある場合、当事者は、決定書の送達を受けた日から2週間以内に異議を申し立てることができる。適法な異議の申し立てがなく、確定した場合、損害賠償を命じる決定は民事訴訟における確定判決と同一の効力を有する。

④ 民事訴訟手続への移行

適法な異議の申し立てがなされると、損害賠償命令の申立に係る請求は地方裁判所又は簡易裁判所に通常の訴えの提起があったものとみなされ、通常の民事訴訟に準じた印紙を貼付しなければならない。損害賠償命令申立に係る事件の記録は送付される。

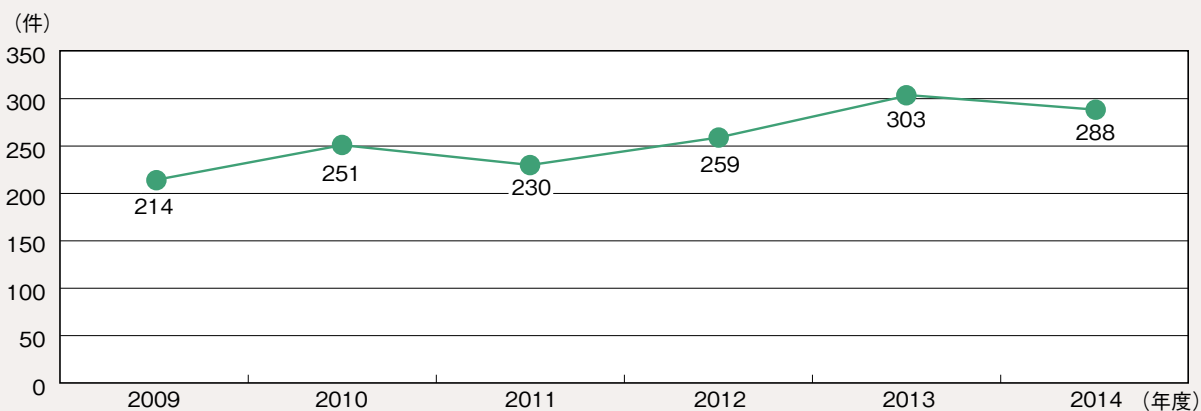
資料 特2-11 損害賠償命令制度の手続の流れ

その他にも、通常の民事訴訟手続に移行する場合が定められている。



【注】最高裁判所「刑事手続における被害者のための新たな制度～被害者参加制度・損害賠償命令制度等について～」によるもの。

資料 特2-12 刑事損害賠償命令事件の新受件数の推移 (地方裁判所)



【注】数値は、『司法統計年報 (刑事編)』「刑事事件等の種類別受理、既済、未済人員－地方裁判所」によるもの。

資料 特2-13 刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数（地方裁判所）

年	区分	総数	許容 (決定書)	許容 (口頭告知)	棄却 (決定書)	棄却 (口頭告知)	却下 (法27条1項1号)	却下 (法27条1項3号)	終了 (法38条1項)	終了 (法38条2項1号)	終了 (法38条2項2号)	決定・その他	和解	放棄	認諾	取下げ	その他
2009		162	69	2	-	-	-	1	16	-	5	1	30	1	7	30	-
2010		239	121	4	-	-	1	-	25	-	5	-	47	-	10	24	2
2011		237	128	2	2	-	-	7	26	-	4	1	37	-	5	24	1
2012		246	123	7	-	-	2	2	23	1	6	-	43	-	13	25	1
2013		312	149	2	1	1	1	5	32	-	9	-	62	-	11	37	2

- 【注】 1. 『法曹時報 第67巻第2号』「平成25年における刑事事件の概況」によるもの。
 2. 「法」とは、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」をいう。
 3. 「決定・その他」は、民訴法141条の準用により、決定で申立てが却下された場合などである。
 4. 「その他」は、法25条（平成25年法律第33号による改正前の同法19条を含む）により終局したもの、当事者の死亡等にもかかわらず、その地位を継承するものがないために事件が終局したものなどである。
 5. 「却下（法27条1項1号）」は、損害賠償命令の申立てが不適法な場合である。
 「却下（法27条1項3号）」は、刑事被告事件について無罪、公訴棄却の判決がなされた場合などである。
 「終了（法38条1項）」は、審理に日時を要するため4回以内の審理期日で終結することが困難であると認められた場合である。
 「終了（法38条2項1号）」は、刑事被告事件の判決等までに、申立人から、申立にかかる請求を民事訴訟手続で行うことを求めた場合である。
 「終了（法38条2項2号）」は、損害賠償命令申立についての裁判の告知までに、当事者から民事訴訟手続で行うことを求め相手方が同意した場合である。
 また、これらはそれぞれ平成25年法律第33号による改正前の法により終局したものを含む。

資料 特2-14 刑事損害賠償命令既済事件数－罪名別請求金額区分及び終局区分別－（地方裁判所）

罪名	終局総件数	請求金額の区分					終局区分									
		500万円まで	1000万円まで	5000万円まで	1億円まで	1億円を超える	決定					和解	放棄	認諾	取下げ	その他
							認容	棄却	却下	終了	その他					
総数	264	124	52	49	25	14	118	-	2	42	2	57	-	14	28	1
刑法犯総数	264	124	52	49	25	14	118	-	2	42	2	57	-	14	28	1
わいせつ、姦淫の罪	94	56	28	9	-	1	42	-	2	8	-	28	-	2	12	-
殺人の罪	35	3	4	11	12	5	19	-	3	7	-	3	-	4	2	-
傷害の罪	111	56	18	18	12	7	46	-	3	24	2	21	-	5	12	1
強盗致死傷の罪	16	6	-	8	1	1	7	-	-	3	-	3	-	3	-	-
その他の刑法犯	8	3	2	3	-	-	4	-	-	-	-	2	-	-	2	-
特別法犯総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- 【注】 1. 数値は、『司法統計年報（刑事編）』「刑事損害賠償命令既済事件数－罪名別請求金額区分及び終局区分別－全地方裁判所」によるもの。
 2. 本表の数値は件数である。

4 犯罪被害者法律援助制度

弁護士が犯罪被害者のためにできる活動は幅広く、上記のような、刑事裁判での被害者参加や損害賠償命令申立以外でも、たとえば被害届の提出や告訴、事情聴取への同行のほか、耳目を集める事件であればマスコミへの積極的な対応が必要となる場合もあるし、加害者側からの示談申し入れがあればその対応も必要となるなど、支援の内容には事案によってさまざまなものが考えられる。

ところが、弁護士によるこうした早期の支援を望む被害者であっても、弁護士費用を負担することが難しいという場合も少なくない。

そこで日弁連では、費用負担が困難な犯罪被害者等に対して一定額の援助を行うものとして、「犯罪被害者法律援助制度」を設け、実施にあたっては、法テラスが日弁連からの委託を受けて運営している。

この制度を利用できるのは、「生命、身体、自由または性的自由に対する犯罪及び配偶者暴力、ストーカー行為による被害を受けた被害者、またはその親族若しくは遺族」である。「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。また、資力要件が定められており、現在は、申込者が有する流動資産の合計額から、犯罪行為を原因として6ヶ月以内に支出することとなると認められる費用（治療費等）を差し引いた額が200万円未満の場合にこの制度を利用できることとなっている（医療費の支払いなどによる生計困難の事情があればこの基準を超えても利用可）。申込者が対象・資力の要件を満たし、弁護士に依頼する必要性と相当性があるとなれば、法テラスが援助開始の決定を行うことになる。

援助の対象となる活動は、①被害届提出、②告訴・告発、③警察署・検察庁等への事情聴取同行、④検察審査会申立て、⑤法廷傍聴付添（傍聴席の確保、付添や刑事訴訟手続に関する説明、被害者への証人尋問の際の付添、意見陳述の際の付添等）又は少年審判傍聴付添、⑥少年審判状況説明聴取、⑦修復的司法の一環としての加害者側との対話、⑧刑事手続における和解の交渉（刑事手続に付随する示談交渉を含む）、⑨犯罪被害者等給付金申請、⑩報道機関への積極的な対応・折衝（取材の整理やコメント作成の補助等）、⑪その他DV事件でのシェルターへの保護やストーカー事件における申告など犯罪被害者支援のために必要な活動、⑫以上に関わる法律相談である。

援助した費用や弁護士報酬を被援助者に負担させるかについては、受任した弁護士の意見を尊重しながら法テラスが決定するが、被援助者が20歳未満であれば負担させない取り扱いになっている。

なお、本制度の利用実績など詳細については後述の「法テラスとの連携」を参照されたい。

犯罪被害者支援に関する日弁連・弁護士会の取組

1 日弁連・弁護士会の取組の経過

日弁連は、1960年に「被害者の人権擁護の件決議」、1975年に「犯罪被害補償制度の確立に関する決議」を採択し、1976年には刑事被害補償法（案）を発表する等先駆的な活動を行うも、1980年に犯罪被害者等給付金支給制度が制定された後は特別な動きはなかった。

1990年代後半、犯罪被害者の状況に注目が集まり、新たな段階を迎えた。日弁連では1997年に犯罪被害者回復制度等検討協議会が設置され、1999年に「犯罪被害者に対する総合的支援に関する提言」を採択、犯罪被害者基本法要綱案を提示した。そして、同年、同検討協議会は犯罪被害者支援委員会となり現在に至る。この頃、各弁護士会でも、犯罪被害者支援に関する委員会が設置されるようになり、被害者を対象とした電話相談や面接相談窓口が開設されるようになった。犯罪被害者に対する法的支援を進めるため、日弁連は2000年以降、各弁護士会連合会や弁護士会と協力して経験交流集会を開催しており、第1回の大坂を皮切りに、2014年広島まで16回を重ねている。現在ではすべての弁護士会に、犯罪被害者支援に関する委員会が設置されている。

犯罪被害者自身が自らの権利の確立に向けて活動する中、日弁連は、2003年第46回人権擁護大会第1分科会において、犯罪被害者の問題に関するシンポジウムを行い、海外調査の成果等を元に、犯罪被害者の刑事司法参加と修復的司法を取り上げた。同大会では、「犯罪被害者の権利の確立とその総合的支援を求める決議」を採択した。

その後、日弁連は、2006年に「犯罪被害者等に対する経済的支援拡充に関する意見書」を公表した。また被害者参加制度の創設を受けて、2008年には「被害者参加制度に関する全国キャラバン」として各地を回り、キャラバンの成果は、国選被害者参加弁護士の業務に関するハンドブックとしてまとめられた。

2012年に「被害者法律援助制度の国費化に関する当面の立法提言」をまとめ、さらに、2013年には「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する意見書」を公表し、国に強く要請した。各地において、犯罪被害者支援に関する委員会の弁護士が、性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置を積極的に働きかけている。

犯罪被害者の権利やその尊厳を守る支援活動は、いまや、弁護士にとって重要な活動となっている。

3 犯罪被害者支援に関する日弁連・弁護士会の取組

資料 特3-1 犯罪被害者支援に関する日弁連・社会の動き

年月	日弁連の動き	社会の動き
1997年 4月	犯罪被害回復制度等検討協議会 発足	
1998年10月		全国被害者支援ネットワーク 設立
1999年10月	「犯罪被害者に対する総合的支援に関する提言」公表 「刑事手続における犯罪被害者等の保護に関する意見書」公表 犯罪被害者支援委員会 発足	政府「犯罪被害者対策関係関係省庁連絡会議」発足 法務省 犯罪白書「犯罪被害者と刑事司法」発表
2000年 3月		全国犯罪被害者の会（あすの会）設立 犯罪被害者保護二法 成立
5月		
9月	「犯罪被害給付制度に関する中間提言に関する意見書」公表	少年法等改正（重大事件の原則逆送、被害者意見聴取制度）
12月		犯罪被害者等給付金支給法一部改正（支給要件緩和、給付額増額）
2001年 4月		
2003年 6月	参加制度に関する海外調査（イタリア、オーストリア等）実施	
10月	第46回人権擁護大会 シンポ第1分科会「あなたを一人にしない！」開催 「犯罪被害者の権利の確立とその総合的支援を求める決議」採択	
2004年 3月	「犯罪被害者の刑事訴訟手続参加に関する協議会」設置 参加協議会に「被害者参加制度要綱試案」を提出	犯罪被害者等基本法 成立
12月		
2005年 3月	参加協議会「犯罪被害者の刑事訴訟参加に関する取りまとめ」提出	内閣府 犯罪被害者等基本計画検討会を開催（～同年11月） 内閣府「犯罪被害者等基本計画案（骨子）」に対する意見聴取を実施
4月	基本計画検討会委員のためのバックアップ会議 設置	
8月		犯罪被害者等基本計画 閣議決定
12月	「犯罪被害者等基本計画案（骨子）に対する意見書」提出	
2006年 4月		内閣府 犯罪被害者等施策推進会議の下に3つの検討会を設置 法務省 法制審議会刑事法（犯罪被害者関係）部会 設置 日本司法支援センター（法テラス）業務開始（精通弁護士紹介）
9月		
10月		
11月	「犯罪被害者等に対する経済的支援拡充に関する意見書」公表	内閣府 第1回犯罪被害者白書 発表 第1回犯罪被害者週間の実施
12月	「法制審刑事法部会における諮問事項について（意見書）」公表	
2007年 2月		法制審議会 被害者参加等に関する要綱（骨子）を答申
4月	法律扶助協会が2001年度から実施してきた「犯罪被害者法律援助事業」を継続実施（同年10月から法テラスに委託）	
5月	「被害者参加制度に対する意見書」公表	刑事訴訟法等の一部改正（被害者参加、損害賠償命令） 更生保護法の成立（保護観察における心情伝達制度等） 法務省 法制審議会少年法（犯罪被害者関係）部会 設置 施策推進会議 3つの検討会の最終取りまとめ案を承認
6月		
11月	「犯罪被害者等の少年審判への関与に関する意見書」公表	
2008年 2月		法制審議会 少年審判傍聴に関する要綱（骨子）を答申
5月	国選被害者参加弁護士制度に関するPT 設置	
6月	「被害者参加制度に関する全国キャラバン」実施（～10月）	少年法一部改正（少年審判傍聴制度）
10月	「被害者参加制度に関するシンポジウム」開催	
11月	「国選被害者参加弁護士の職務に関する確認事項」理事会承認	
12月		被害者参加、損害賠償命令、国選被害者参加弁護士制度 運用開始 少年審判傍聴制度 運用開始
2009年 2月	「被害者参加弁護士の業務に関するハンドブック」作成	
7月	被害者参加弁護士に対するアンケート実施	
2010年 2月		内閣府「基本計画策定・推進専門委員会会議」第1回会議開催
10月	「第二次犯罪被害者等基本計画（仮称）案骨子に対する意見書」公表	
2011年 3月		第二次犯罪被害者等基本計画 閣議決定
2012年 3月	「被害者法律援助制度の国費化に関する当面の立法提言」公表	
2013年 1月		法務省「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」第1回会議開催
4月	「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する意見書」公表	
9月	ノルウェー大使館主催「犯罪被害者政策等に関するシンポジウム」の共催	
12月		被害者参加旅費等支給制度 運用開始 被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件の緩和 運用開始
2014年 9月	被害者庁に関する海外調査（ノルウェー、スウェーデン）実施	
10月		法務省「性犯罪の罰則に関する検討会」第1回会議開催
11月		法務省「取調べ状況を録音・録画した記録媒体の取扱いに関する検討会」第1回会議開催

2 取組の現状

(1) 各弁護士会による取組状況

資料 特3-2 犯罪被害者支援に関する専門相談窓口の開設状況及び犯罪被害者支援に関する取組状況

弁護士会	犯罪被害者支援に関する相談窓口の設置状況等		犯罪被害者支援に関する取組状況		
	相談窓口	相談方法		自治体・警察・検察庁と連携した活動 (括弧内は連携機関)	市民団体・NPO等と 連携した活動
		電話	面談		
札幌	犯罪被害者弁護ライン	○	—	i) 個別の相談・問い合わせへの対応(相談対応弁護士の斡旋(警察・検察庁)) ii) 研修会等への講師派遣(道・警察)	週1回担当弁護士が相談対応(団体が行う月～金の被害者相談のうち、弁護士の相談が必要と思われる事案について)
函館	一般の法律相談窓口にて対応	—	—	i) 協議会の開催(警察)	
旭川	一般の法律相談窓口にて対応(※1)	—	—		
釧路	一般の法律相談窓口にて対応	—	—		
仙台	犯罪被害者無料電話法律相談	○	○	i) 制度設計・運用に関する協議(県・警察(犯罪被害者連絡協議会)・検察庁) ii) 個別相談の対応(検察庁)	個別相談の対応、受任依頼、講師派遣、共同研修会等
福島県	一般の有料法律相談窓口にて対応(※2)	—	—	i) 協議会への参加	法律相談業務委託契約、勉強会
山形県	犯罪被害者支援センター	○	○	i) 制度設計・運用に関する協議(県)	理事を派遣。相談員の研修への講師派遣。
岩手	一般の法律相談窓口にて対応	—	—		弁護士の紹介。協議会の開催。
秋田	犯罪被害者支援センター	○	○	i) 制度設計・運用に関する協議(警察)	年に1回程、委員会に招き情報交換を行っている。
青森県	青森県弁護士会犯罪被害者センター	—	○		法律相談
東京		○	○	i) 制度設計・運用に関する協議(都・警察・検察庁) ii) 個別の相談・問い合わせへの対応(相談対応弁護士の斡旋(警察・検察庁))	
第一東京	犯罪被害者支援センター	○	○	i) 制度設計・運用に関する協議(都) ii) 個別の相談・問い合わせへの対応(相談対応弁護士の斡旋(警察・検察庁))	個別の相談・問い合わせへの対応(被害者支援都民センター)
第二東京		○	○	i) 事例検討会の開催(都・区市町村) ii) 制度設計・運用に関する協議(警察・検察庁) iii) 個別の相談・問い合わせへの対応(相談対応弁護士の斡旋(警察・検察庁))	
横浜	犯罪被害者支援センター	○	○	i) 制度設計・運用に関する協議(県・市町村・警察・検察庁) ii) 個別の相談・問い合わせへの対応(相談対応弁護士の斡旋(警察・検察庁)) iii) 研修会等への講師派遣(警察・検察庁)	県サポートステーションを通じた支援(カウンセリングの要請、同行の要請など)
埼玉	犯罪被害者支援センター電話相談	○	○	i) 制度設計・運用に関する協議(検察庁) ※実施に向け協議中	弁護士相談への弁護士派遣
千葉県	犯罪被害者ホットライン	○	—	i) 制度設計・運用に関する協議(警察・検察庁) ii) 個別の相談・問い合わせへの対応(相談対応弁護士の斡旋(警察)) iii) 研修会等への講師派遣(県・市町村・警察)	相談の実施、対応弁護士の斡旋
茨城県	一般の法律相談窓口にて対応	—	—	i) 制度設計・運用に関する協議(県)	各組織の窓口紹介
栃木県	一般の法律相談窓口にて対応	—	—	i) 制度設計・運用に関する協議(県・市町村) ii) 個別の相談・問い合わせへの対応(相談対応弁護士の斡旋(検察庁))	
群馬	一般の法律相談窓口にて対応	—	—	i) 制度設計・運用に関する協議(県)	合同での研修会の実施等、団体会員への登録(弁護士会会員のうち、50名以上が会員となっている)
静岡県	犯罪被害者相談	—	○		勉強会の開催、直接の支援等
山梨県	犯罪被害者相談窓口	—	○	i) 制度設計・運用に関する協議(県・警察)	センター内における法律相談(センターが指定相談場所になっている)

3 犯罪被害者支援に関する日弁連・弁護士会の取組

弁護士会	犯罪被害者支援に関する相談窓口の設置状況等			犯罪被害者支援に関する取組状況	
	相談窓口	相談方法		自治体・警察・検察庁と連携した活動 (括弧内は連携機関)	市民団体・NPO等と 連携した活動
		電話	面談		
長野県	一般の法律相談窓口にて対応	—	—		
新潟県	一般の法律相談窓口にて対応	—	—	i) 研修会等への講師派遣 (警察)	
愛知県	①犯罪被害に関する法律相談 ②公益社団法人被害者サポートセンター愛知の電話相談	①② ○	①② ○	i) 制度設計・運用に関する協議(警察・検察庁) ii) 個別の相談・問い合わせへの対応(相談対応弁護士の斡旋(警察・検察庁)) iii) 研修会等への講師派遣(県・市町村・警察・検察庁) iv) 県被害者支援連絡協議会への参加	・法律相談 ・定期的な懇談会・意見交換会 ・弁護士紹介 ・会議へのオブザーバー参加
三重	①犯罪被害者支援センター ②DV被害等救済センター	① ○	①② ○	i) 制度設計・運用に関する協議(県・市町村) ii) 合同で相談会を実施(県・市町村)	
岐阜県	DV犯罪被害者相談	○	○	i) 制度設計・運用に関する協議(検察庁) ii) 自治体内の専門職チームへの弁護士派遣(県)	運営に関与
福井	一般の法律相談窓口にて対応	—	—	i) 制度設計・運用に関する協議(県) ii) 連絡協議会の開催(警察)	協議会の開催、個別の支援の連絡
金沢	犯罪被害者支援法律相談	○	○	i) 制度設計・運用に関する協議(県・警察) ii) 自治体内の専門職チームへの弁護士派遣(県)	
富山県	一般の法律相談窓口にて対応	—	—	i) 制度設計・運用に関する協議(警察・検察庁) ii) 研修会等への講師派遣(県)	被害者支援、法律相談会共催、法律相談担当弁護士派遣
大阪	①犯罪被害者弁護ライン ②犯罪被害者法律相談	① ○	② ○	i) 勉強会の開催(検察庁)	月に1回の電話相談の相談員の推薦
京都	犯罪被害者支援相談	—	○	i) 制度設計・運用に関する協議(警察・検察庁) ii) 個別の相談・問い合わせへの対応(相談対応弁護士の斡旋(警察・検察庁)) iii) 研修会等への講師派遣(警察・市町村)	・年1回の懇談会で協議を行うほか、犯罪被害者支援相談へ申込みしてもらうなど、ともに支援を行うなど。 ・支援員からの法的分野の相談に応じる、個別案件で法律相談や弁護士受任につなげる体制を整える。
兵庫県	犯罪被害者支援センター	—	○	i) 制度設計・運用に関する協議(市町村) ii) 個別の相談・問い合わせへの対応(市町村) iii) 研修会等への講師派遣(市町村)	当会が行っている相談への回付
奈良	弁護士による犯罪被害者支援	—	○	i) 制度設計・運用に関する協議(県・検察庁)	会議等への出席
滋賀	犯罪被害者支援相談	—	○	i) 制度設計・運用に関する協議(県) ii) 個別の相談・問い合わせへの対応(県)	理事の派遣、交流会の実施
和歌山	犯罪被害者無料法律相談	—	○	i) 犯罪被害者関連機関との協議会への出席(県)	法律相談、講師派遣、理事長・理事が弁護士会委員と兼務
広島	犯罪被害者電話相談	○	—	i) 制度設計・運用に関する協議(県・検察庁)	弁護士相談担当者の指導等
山口県	犯罪被害者無料法律相談(※3)	—	○	i) 制度設計・運用に関する協議(警察)	具体的事案を共同受任したり、あるいは相互に紹介しあう。
岡山	犯罪被害者支援センター	—	○	i) 制度設計・運用に関する協議(警察)	
鳥取県	一般の法律相談窓口にて対応	—	—	i) 合同勉強会の実施(県・市町村) ii) 連絡協議会への参加(警察・検察庁)	協力弁護士の派遣、意見交換会の実施
島根県	一般の法律相談窓口にて対応	—	—	i) 制度設計・運用に関する協議(県)	
香川県	一般の法律相談窓口にて対応	—	—	i) 研修会等への講師派遣(市町村) ii) 弁護士会委員会へオブザーバー参加(県・警察・検察庁)	月2回の法律相談に弁護士を派遣、月1回の弁護士会委員会に参加要請
徳島	犯罪被害者支援センター	○	○	i) 制度設計・運用に関する協議(警察) ii) 犯罪被害者等施策研究会、配偶者からの暴力に関する相談機関等連絡会議、DV検討会(県)	協議会開催
高知	一般の法律相談窓口にて対応	—	—		
愛媛	一般の法律相談窓口にて対応	—	—	i) 制度設計・運用に関する協議(県・警察・検察庁)	同センターに相談担当弁護士を派遣して相談に対応
福岡県	犯罪被害者支援センター	○	—	i) 制度設計・運用に関する協議(県・市町村・警察・検察庁)	合同しての勉強会、相談あっせん
佐賀県	一般の法律相談窓口にて対応	—	—	i) 制度設計・運用に関する協議(県・警察) ii) 研修会等への講師派遣(警察)	連絡協議会、総会や講演会等への委員派遣
長崎県	一般の法律相談窓口にて対応	—	—	i) 制度設計・運用に関する協議(県・警察・検察庁)	センター相談員からの相談対応、研修会の実施

弁護士会	犯罪被害者支援に関する相談窓口の設置状況等			犯罪被害者支援に関する取組状況	
	相談窓口	相談方法		自治体・警察・検察庁と連携した活動 (括弧内は連携機関)	市民団体・NPO等と 連携した活動
		電話	面談		
大分県	犯罪被害者相談	○	○	i) 制度設計・運用に関する協議 (検察庁) ii) 研修会等への講師派遣 (警察) iii) 研修への参加依頼 (警察)	合同勉強会、個別相談への対応、事件担当者の紹介等
熊本県	熊本県弁護士会犯罪被害者ホットライン	○	—	i) 制度設計・運用に関する協議 (県・警察)	相談対応、講師派遣
鹿児島県	一般の法律相談窓口にて対応	—	—	i) 制度設計・運用に関する協議 (県)	相談への対応、研修会等への講師派遣
宮崎県	一般の法律相談窓口にて対応	—	—	i) 個別案件についての支援活動 (警察)	・センターの法律相談 (月2回、相談料はセンター負担)に委員会所属弁護士を派遣 ・V S会議 (Victim Support) を県警、センター三者で2ヶ月に1回実施し、個別案件について担当弁護士や県警、センターとの協議を行う
沖縄	犯罪被害者無料法律相談	—	○	i) 制度設計・運用に関する協議 (警察) ii) 研修会等への講師派遣 (警察)	協議会、修習生の研修協力等

- 【注】 1. 本表は、2015年4月に実施した日弁連のアンケート集計結果によるものである。
2. ※1 (旭川) …警察からの要請、受付時に犯罪被害に関するものと判明した場合に、精通弁護士登録者に配慮
※2 (福島県) …法テラスが使える場合は、扶助により無料
※3 (山口県) …専門窓口ではないが、担当事務局が弁護士を紹介する形式

(2) 法テラスとの連携

① 日弁連委託援助事業「犯罪被害者支援業務」

日弁連委託援助業務は、法テラスによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等の適用対象外となってしまう者を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う制度であり、2007年10月から、法テラスにその事業の運営を委託している。

この日弁連委託援助業務のうち、犯罪被害者を対象としたものが、犯罪被害者法律援助である。

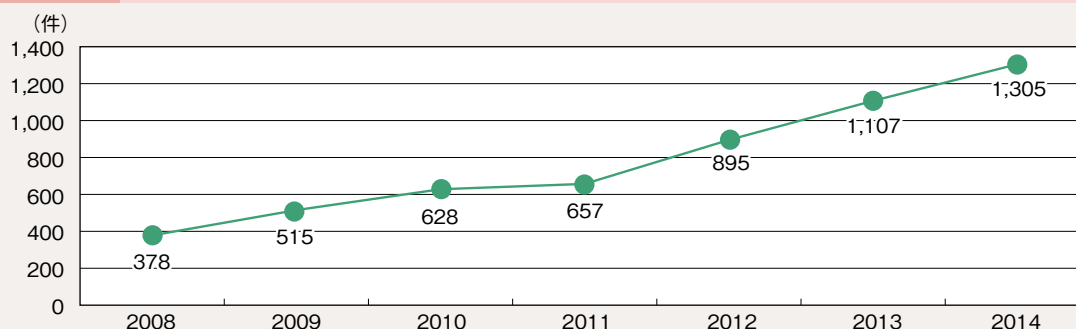
対象となる犯罪、援助対象者及び援助の対象となる活動については、「4 犯罪被害者法律援助制度」(27頁)を参照されたい。

② 犯罪被害者援助事業の実績

犯罪被害者法律援助件数は、2008年から一貫して増加しており、なかでも2012年以降はそれ以前に比べて大きく件数を伸ばしている。これはかかる制度が弁護士の間に広く浸透してきていることを物語っており、同時に犯罪被害者支援にとって有用であることをも表している。

犯罪被害者支援ダイヤルの状況としては、生命身体犯被害が交通犯罪に次いで大きな割合を占めている点、性被害の割合が一貫して増加している点が特徴的である。

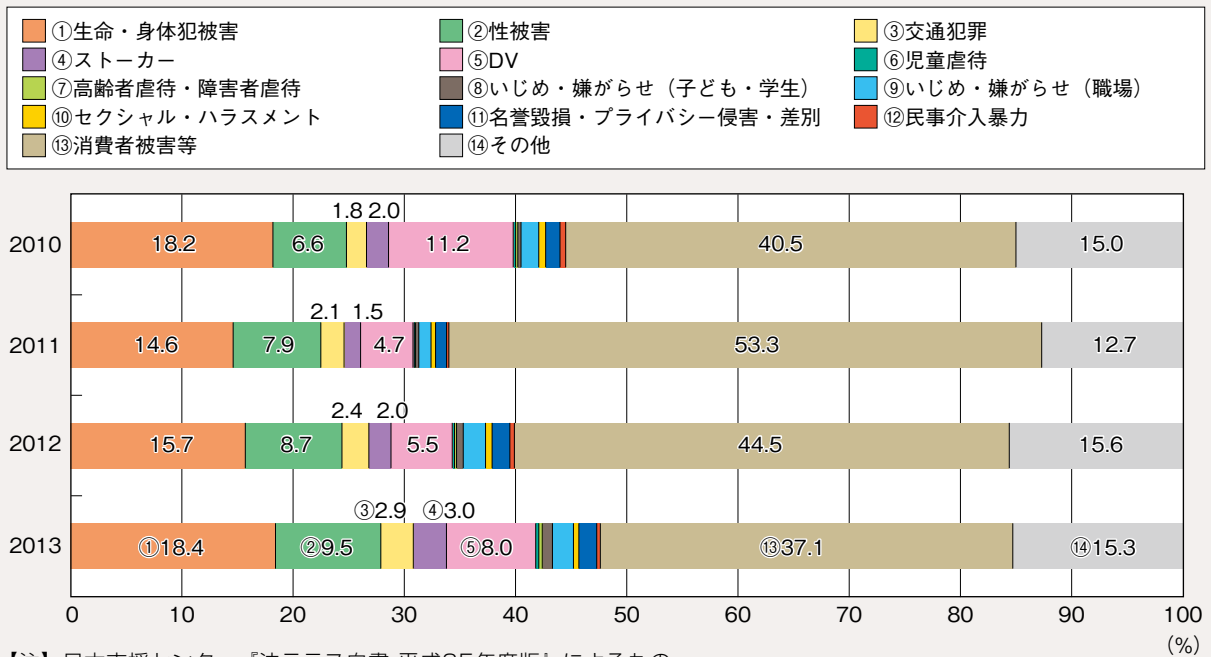
資料 特3-3 委託援助業務「犯罪被害者法律援助」申込受理件数の推移



【注】 日本司法支援センター『法テラス白書 平成25年版』及び日本司法支援センター提供資料によるもの。(年度)

3 犯罪被害者支援に関する日弁連・弁護士会の取組

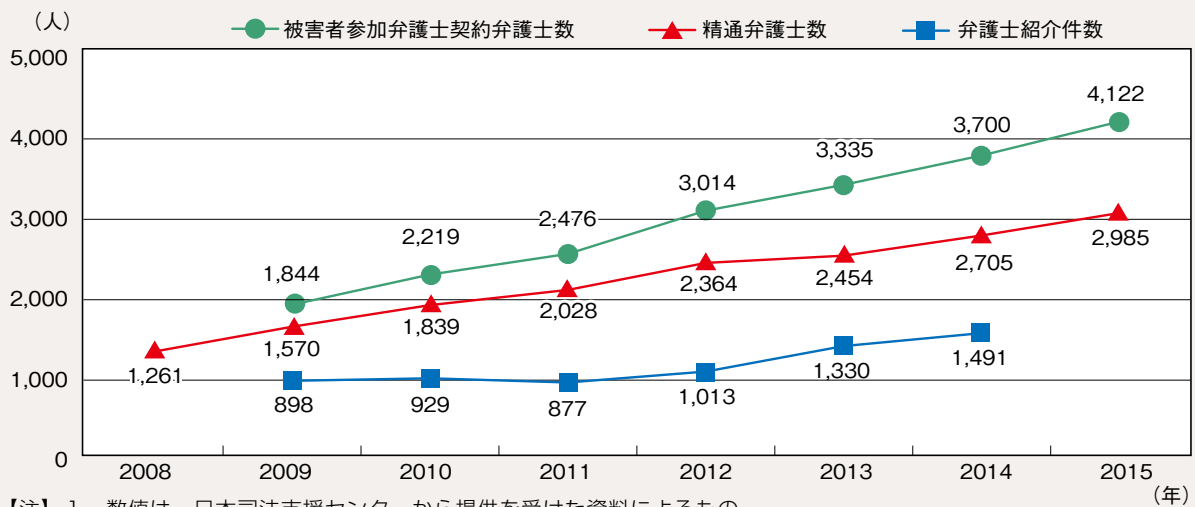
資料 特3-4 犯罪被害者支援ダイヤルで対応した問い合わせ内容の内訳の推移



③ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士(精通弁護士)数・被害者参加弁護士契約弁護士数

精通弁護士数、被害者参加弁護士契約弁護士数(以下「契約弁護士」という。)は、ともに2008年以降一貫して増加傾向にある。契約弁護士数は、2014年には5年前に比べて約2倍に増加し、その年の登録弁護士数(3月31日現在35,045人)の10%を超えるに至った。しかし精通弁護士数は、約1.7倍増に止まり、契約弁護士数に比べて7割ほどとなっている。精通弁護士については、被害者支援の全国的対応を促進するためにもその人数をさらに増やしていくことが課題の一つと言えよう。

資料 特3-5 精通弁護士数・被害者参加弁護士契約弁護士数の推移



(3) 公的機関（警察・検察・自治体等）との連携

神奈川県では「神奈川県犯罪被害者等支援条例」が制定されて2009年4月1日から施行されており、犯罪被害者等支援の中核となるものとして同年6月に「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（通称「サポステ」）が開設された。

サポステは、神奈川県、神奈川県警、民間支援団体の三者が一体となって構成されており、三者が情報を共有しながら犯罪被害者等の支援を実行している。

支援の中身は多種多様だが、弁護士による無料法律相談も支援の一つである。神奈川県と横浜弁護士会とは、「犯罪被害者等に対する弁護士による法律相談の実施に関する協定」を締結しており、法律相談費用は2回まで県が負担することになっているため、被害者の負担はない。

サポステと密に連携して被害者支援を行うことにより、支援弁護士にも次のようなメリットがある。すなわち、①法律相談の際には事前に情報提供を受けて行われることが多いため、被害者が事件について何度も説明することを回避するとともに、相談時間を有効に使うことができる、②窓口が一本化されているため、事務連絡に気を揉むことなく安心して本来の役割である法律相談に専念できる、③法律相談に臨床心理士等が同席することにより、精神的に不安定になっている相談者から話を聞く際にも適切なフォローを得て話を進めやすい、④法廷傍聴に県警の臨床心理士や支援団体の支援員に付き添ってもらえるため、被害者参加をして弁護士のみが在廷する場合であっても、傍聴席の被害者本人に対して適切なサポートをしてもらえる等である。

このように、弁護士が本来の職務に専念して充実した支援を行うためには、関係各機関との連携が必要不可欠である。

(4) 犯罪被害者団体等との連携

全国には、犯罪被害者団体及び犯罪被害者支援を行う犯罪被害者支援団体（以下、両団体を総称して「犯罪被害者（支援）団体」という。）が存在する。

犯罪被害者が直面する問題に応え、その権利保障を実現するためには、犯罪被害者（支援）団体と日弁連及び各弁護士会との連携が必要不可欠である。

そこで、日弁連は犯罪被害者（支援）団体との連携により提言等を行い、各弁護士会は各地における法的支援を実施している。

高知県内では、高知弁護士会と認定NPO法人こうち被害者支援センター（以下「センター」という。）との連携によって、以下のような、センターを拠点とする、ワンストップでの法的支援が行われている。

①高知弁護士会は、犯罪被害に関して受け付けたすべての相談をセンターにつなぐ。②センターにて、支援員が犯罪被害者から事情を聴く。③法律相談が必要となれば、センターが高知弁護士会犯罪被害者支援委員会委員から弁護士を選定する。④選定された弁護士は、センターにて、支援員とともに法律相談を行う。受任を要する場合は、原則として、相談を受けた弁護士が受任する。

法的支援における犯罪被害者の経済的負担は、センターを法テラスの指定相談場所として、日弁連委託援助業務犯罪被害者法律援助あるいは法テラス民事法律扶助を利用することにより軽減する。心理的負担は、支援員の同席によって軽減する。手続的負担は、必要書式をセンターに備え置くことにより軽減する。

犯罪被害者の権利保障及び被害後の負担軽減のために、犯罪被害者（支援）団体と日弁連及び各弁護士会との連携が果たす役割は大きく、さらなる連携の拡充が図られなければならない。

今後に向けて

1 現状における問題点の整理

(1) 被害者参加制度に関する施行後3年見直しについて

2007年に制定された被害者参加制度の導入等を内容とする「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の附則第9条において、「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されていることを踏まえ、法務省は、2013年1月31日から2014年7月3日までの間、合計12回にわたり、被害者関係団体、刑事法研究者、日弁連、裁判所、検察庁、法務省の各関係者等が出席する意見交換会を開催した。

同意見交換会においては、主として以下のような論点につき、意見交換が行われた。

- ① 刑事訴訟における被害者参加制度の在り方
- ② 被害者等の範囲（例えば、被害者等に事実上の夫婦及び親子関係にあるものや三親等又は四親等内の親族を含めるべきか）
- ③ 対象罪名の範囲を変更すべきか
- ④ 公判前整理手続への被害者参加人又は被害者参加弁護士の参加又は傍聴を認めるべきか
- ⑤ 心情等の意見を記載した書面について、被害者参加弁護士、他の参加人及び検察官等による朗読を認めるべきか
- ⑥ 被害者参加人等による訴訟活動の範囲（例えば、犯罪事実についての尋問を認めるべきか等）
- ⑦ 控訴審における被害者参加の在り方
- ⑧ 被害者参加弁護士の在り方（国選被害者参加弁護士に関するものを含む）

(2) 地方自治体の取組について

2004年に犯罪被害者等基本法が成立して以来、各地の地方自治体における相談窓口や、被害者支援のための条例制定の動きは広がっている。ただし、これらが実効性のあるものとなっているかは不断の検証が必要である。地方自治体については、被害者支援の実施主体となるよりも、警察や民間支援団体、弁護士会といった関連機関が連携を図る際の中心となることが期待される。

2 今後の課題と現在の議論状況

犯罪被害者等に対する経済的支援の一つとして、犯罪被害者等給付制度があり、2008年には休業による損害を考慮した額が重傷病給付金に加算されたほか、重度障害者に対する障害給付金や遺族給付金の支給額の最高額が自賠責並みに引き上げられるなど、給付水準が拡充された。

2011年からは、内閣府において、犯罪被害者等給付制度のさらなる拡充や新たな補償制度創設の創設に関する検討会や、犯罪被害者等が負った精神的な苦痛を回復するための心理療法等に対する公費負担に関する検討会が開催された。

その結果、犯罪被害者等給付制度において、親族間犯罪において給付金が支給される範囲・金額の拡大や海外での犯罪被害に対する経済的支援をスタートさせるべき等の提言が検討会からなされた。

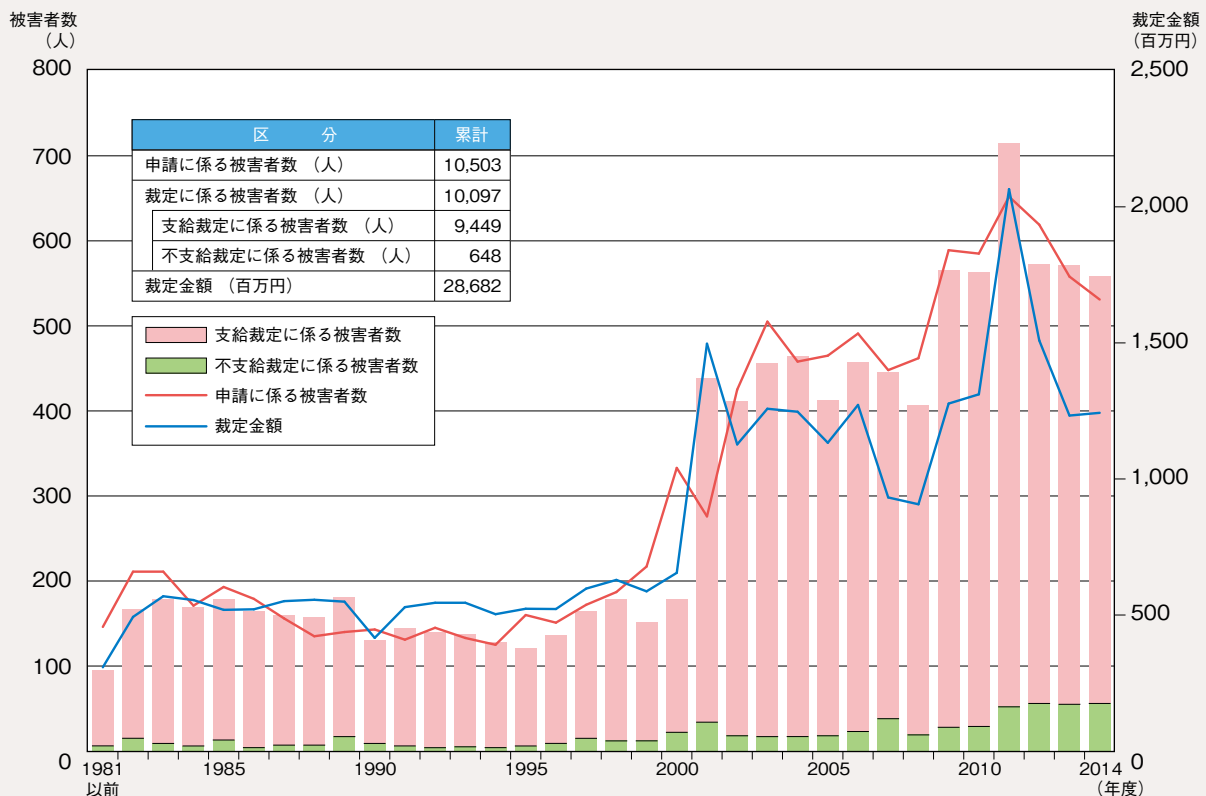
このように、犯罪被害者等に対する経済的支援は少しずつ拡充してきてはいる。

しかし、犯罪被害者等給付制度でいえば、親族間犯罪において原則不支給とされたままであり、給付金支給のための裁定は迅速とは言えず、給付水準も犯罪被害者の被害回復という点からは十分なものとはいえない。心理療法やカウンセリングに対する公費負担についても、未だ議論の途上にある。

また、経済的支援といっても、事後的な金銭的支給だけではなく、犯罪被害直後に、その生活を可能なかぎり維持し被害を拡大させないため、一部の自治体で試みられているような、日常生活の支援、一時金の支給、居住先や稼働先の確保などの支援は必須である。

犯罪被害者等に対するさらなる経済的支援の拡充のためには、現行の犯罪被害給付制度の拡充や心理療法等に対する公費負担といった議論の枠にとどまることなく、地方自治体も巻き込んだ総体的な支援体制を確立していく必要がある。

資料 特4-1 犯罪被害者等給付金制度の運用状況



【注】 1. 数値は、警察庁から提供を受けた資料によるもの。
2. 裁定金額は、百万未満を四捨五入している。

コラム③ 北欧（ノルウェー／スウェーデン）における犯罪被害者支援制度視察調査記

世良 洋子（福岡弁護士会）

2014年9月、日弁連犯罪被害者支援委員会の委員15名及び矢野恵美准教授（琉球大学法学部）の合計16名は、ノルウェー王国及びスウェーデン王国を訪問視察した。

この視察の目的は、日本において統一的に犯罪被害者を支援しその制度をさらに拡充していくための『犯罪被害者庁』の設立を目標とし、犯罪被害者のための施策を統一的に実施する省庁を有する両国の犯罪被害者支援制度を視察することであった。

1 ノルウェー

2014年9月14日、我々一行は首都オスロ経由で、ヴァルドー（Vardø）という、ノルウェーの北端に位置するかつては漁業で栄えた町を訪れた。首都から離れた土地にこのような中央省庁のオフィスがある理由は、地方振興策の一環だということである。

翌15日午前、その町にある暴力犯罪補償庁を訪問した。暴力犯罪被害者補償法が1975年に成立後その実施は地方自治体に任されていたが、全国統一処理の必要性から同庁が2003年に設立された。その業務は暴力犯罪被害者に対する補償金支給業務及びその他被害者に対する各種支援である。

2011年7月ウトヤ島などで発生し、77名の犠牲者を出した連続テロ事件についての言及があり、補償金の増額など一層の犯罪被害者支援の制度の充実化・見直しの契機として紹介された。この連続テロ事件については、以後もノルウェーの各訪問先で必ず話題に上った。

ところでノルウェーの被害者補償制度は、損害賠償の取立が不可能な場合に申請が認められる補充的な制度である。国税庁の下部機関としての「回収庁」が、国が有する各種債権回収のほか、民事損害賠償を命ずる判決を執行して加害者から賠償金を回収している。そこで、同庁職員からも話を聞いたところ、個人識別番号制によって個人資産を一元的に国家が把握しているため、加害者財産からの回収率は高いということであった。

15日の夜、一行はオスロに戻り、翌16日の午前、市民庁を訪問した。市民庁は、2004年に法務省から独立した外局で広く市民の人権補償の実現を担う機関であるが、各局の一つとして犯罪被害者に対する補償業務を取り扱う補償局がある。同局では被害者支援機関の統括事務及び暴力犯罪補償庁による補償金裁定不服審査手続事務を行う。

16日午後、ノルウェー弁護士会を訪問した。上述の連続テロ事件の被害者支援に関わった弁護士より話を聞いた。ノルウェーには被害者弁護人の制度があり、一定の重大犯罪について捜査段階から選任される国選制度、それ以外に補充的に機能する法律扶助制度があるなど日本における支援と重なる部分もあった。

2 スウェーデン

9月16日夜、一行はノルウェーからスウェーデンの首都ストックホルムを経由して、同国北部の都市ウメオ（Umeå）に着いた。

翌17日午前、一行は犯罪被害者庁を訪問した。同庁は1994年司法省から独立して設立され、国による犯罪被害者への補償、犯罪被害者基金の管理、犯罪被害者に関する情報の収集・伝達、加害者に対する求償手続を行う。

スウェーデンでは付帯私訴の制度を利用すれば刑事の判決と共に民事の損害賠償も定まるが、その回収手続はノルウェーとほぼ同様の仕組みで強制執行庁が行い、回収できない場合に民間保険の使用が検討され、それでも支払われない場合に補充的に犯罪被害者庁からの補償がなされる仕組みである。

17日の午後、一行はウメオ大学を訪問した。同大学は社会学部法律学科の専門課程として被害者学が設置されている点が特徴であり、その研究内容について説明を受けた。

同日夜ストックホルムに移動し、翌18日の午前、ストックホルムの弁護士事務所を訪問した。



スウェーデンの犯罪被害者庁にて

同国弁護士会の概要や、被害者参加や損害賠償請求等の支援を弁護士が行う被害者補佐人制度等についての説明を受けた。

18日の午後、一行はストックホルム検察庁を訪問した。同庁の概要や被害者が子どもの場合の諸手続について説明を受けた。被害者である子どもに対しては、自治体の社会福祉課が福祉面でのサポートをしていること、刑事事件において被害者供述をビデオ録画するいわゆる「司法面接」を実施していることが印象的であった。

夕方からは「こどもの家」を視察した。ここでは司法面接やセラピーについての説明を受けたが、風光明媚な湖のほとりに位置し絵が飾られた立地と設備とは、子どもが安心し少しでもリラックスできるよう配慮が行き届いていた。

翌19日、ハル刑務所を訪問した。同所は刑務所の中でも開放処遇の段階区分がもっとも閉鎖度・保安警備度が高く、重大犯罪を犯し4年以上の拘禁刑に処された男性が収容されている。女性に対する暴力等に対する矯正プログラムについての説明を受け、作業所等を視察したが、手鎖腰縄等なく陶器制作作業をしている被収容者の様子を見るにつけ、我が国よりも遥かに開放的な処遇であると感じた。

3 以上、遥か北欧の国に来て、さらに各都市を10数回の飛行機でのフライトを重ねて飛び回る過密スケジュールで巡った視察であった。

両国の被害者支援制度の充実ぶりには我が国において被害者支援活動を行う我々にとっても大いに参考になった。各訪問先の方々は犯罪被害者を個人として尊重しつつ寄り添いきめ細かな支援をするという姿勢をお持ちであり、その姿勢は国は違えど共通のものがあつた。何より、被害者のための総合的施策を担う官庁が存在することにより、被害者に対し責任を持って支援を実施する主体が確保されるというのは被害者を社会内で孤立させないための重要な方法ではないかとの感を強くした。私ども日弁連犯罪被害者支援委員会においても、我が国における被害者庁構想を具体化するために努力していきたい。

3 おわりに

この特集で、犯罪被害者支援のために、弁護士がいかなる活動をしているか、また、今後どんなことをしようとしているかがかなり明らかになったと思われる。

長い間、犯罪被害者は、疎外された存在、忘れられた存在とっていい状況にあった。近年、とってほんの十数年であるが、犯罪被害者等基本法の制定や被害者参加制度の実現など犯罪被害者のための法律・制度ができつつある。これらについては、被害者団体あるいは被害者支援団体の関係者の努力はもちろんであるが、弁護士・弁護士会の働きも大きかったと史料する。

しかし、まだまだ十分とはいえないのが現状でもある。今回の特集でもふれているとおり、経済的な支援を早急に充実させる必要があるし、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターがもっと各地に開設されることが望まれる。また、犯罪被害者のための条例も全自治体で制定される必要があり、これからも次々に課題が生まれることが予想される。これらの課題を乗り越えるために、今後ますます弁護士の力が求められるものと考えられる。

さらに、犯罪被害者支援については、警察、法務省、内閣府、厚生労働省などのいわゆる縦割り行政により、必ずしも、円滑、迅速で十分な支援が受けられていないのではないかという意見もあるところであり、スウェーデン、ノルウェーのような被害者支援を一元的、総合的に扱う役所（例えば、「被害者庁」等）の創設に関しても、今後の課題としてさらに議論を深めていく必要があると考えられる。